第8期八尾市障がい福祉計画及び
第4期八尾市障がい児福祉計画

（素案）

令和8年(2026 年)11 月

八　尾　市

目 次

第1章　はじめに 1
1.　計画策定の背景 1
2.　計画の位置づけと計画期間 3
3.　計画策定の方針と検討体制 5
第2章　障がい者等の現状と第7期計画等の実績 7
1.　障がい者等の現状 7
2.　第7期障がい福祉計画の成果目標の実績 11
3.　第7期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等の実績 16
4.　第3期障がい児福祉計画の成果目標の実績 26
5.　第3期障がい児福祉計画における障がい児支援の実績 28
6.　子ども・子育て支援等の実績 29
第3章　第8期計画等の基本理念及び基本的な考え方 30
1.　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念 30
2.　基本的な考え方 32
第4章　第8期八尾市障がい福祉計画 37
1.　成果目標 37
2.　障がい福祉サービス等の体系と見込量算出の考え方 46
3.　障がい福祉サービス等の見込量と方策 48
第5章　第4期八尾市障がい児福祉計画 66
1.　成果目標 66
2.　障がい児支援の見込み量と方策 70
3.　子ども・子育て支援等について 72
第6章　計画の推進に向けて 73
1.　支援の円滑な実施を確保するための必要な事項 73
2.　計画推進における課題と方向性 75
3.　計画推進に係る啓発活動と進捗管理 76

第1章　はじめに

1. 計画策定の背景

国においては、平成5年（1993年）に「障害者基本法」が成立し、同法に基づき「障害者基本計画」が策定され、障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の推進が掲げられるとともに、福祉サービスの整備等、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。平成15年（2003年）には、市町村がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択できる「支援費制度」が導入されました。そして、平成17年（2005年）には、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立し、自治体には「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

障がい福祉計画とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」と国の基本指針や大阪府の基本的な考え方（以下「国が定める基本指針等」という。）に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備を進める目的をもって、障がい福祉サービス等の数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画として、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とする「第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画」（以下「第7期計画等」という。）を策定し、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施」、「入所等から地域生活へのサービス基盤の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取り組み」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」、「障がい福祉人材の確保・定着」、「障がい者の社会参加を支える取組定着」を基本的な考え方に掲げ、障がい者等の自立と社会参加支援を総合的かつ計画的に推進しています。また、令和7年（2025年）3月には「障がいのある人もない人も、ともに認めあい、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念とする「第4期八尾市障がい者基本計画後期計画」を策定しており、この計画は、障害者基本法に基づき、本市における障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のために総合的かつ計画的に各種施策を推進するものです。

また、令和3年（2021年）3月には、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である「第6次総合計画」を策定し、総合計画で定めるまちづくり目標を実現するための施策のひとつである「障がいのある人への支援の充実」に向け、計画的に取り組みを進めており、また、令和7年（2025年）3月には、「第4次八尾市地域福祉計画（改定版）」を策定し、社会福祉全体の包括的な動きとして、これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会から一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の構築を進めるとともに、相談支援、参加支援及び地域づくりを一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施により、障がい者等をはじめ高齢者や子どもを含むすべての人が地域での安心した暮らしや生きがい

を、ともに創り、高め合うことができる社会の実現をめざした取り組みを進めているところです。

　このような背景を踏まえ、第7期計画等が令和9年（2027年）3月末をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や障がいのある人等の現状をとらえ、「第8期八尾市障がい福祉計画及び第4期八尾市障がい児福祉計画」（以下「第8期計画等」という。）を策定します。

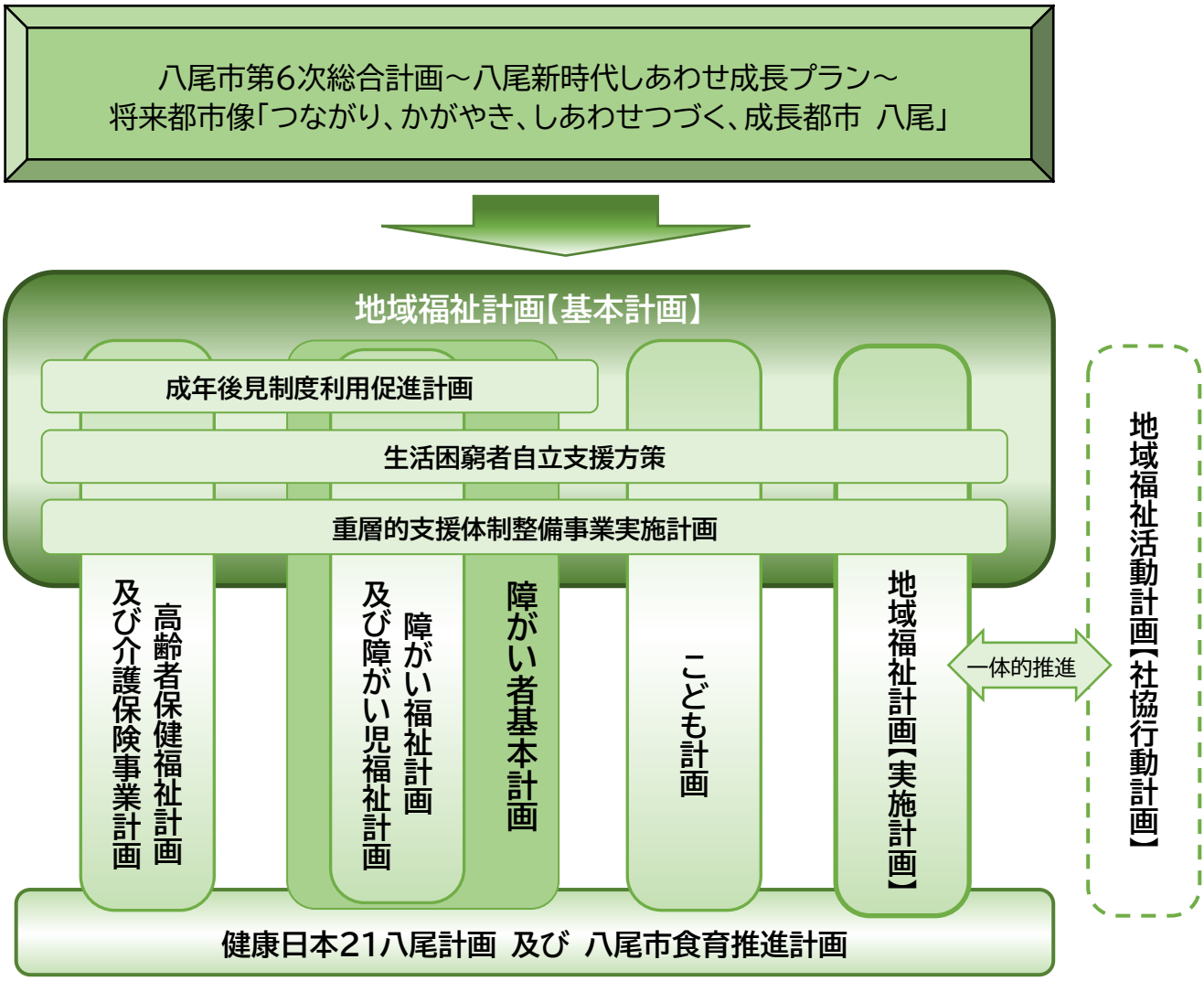
　本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も、ともに生きる地域づくりの実現をめざします。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1)　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定における基本的事項

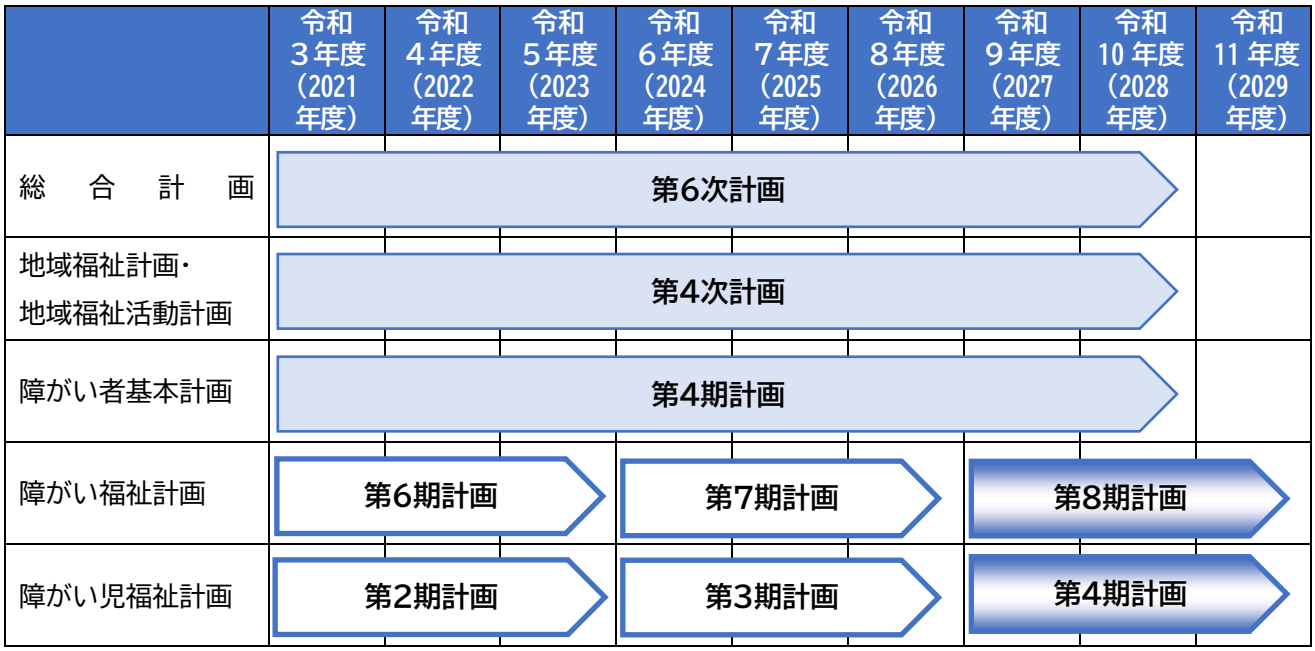
第8期計画等は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定すると同時に、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」の分野別計画として位置づけられており、将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市八尾」を実現するための一翼を担っています。

また、各福祉分野の上位計画である「第4次八尾市地域福祉計画（改定版）」の理念や考え方を踏まえ、「第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「八尾市こども計画（第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画）」及び「健康日本 21 八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画」との調和を図り、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進することを定めた「第4期障がい者基本計画」のもと、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるものです。



（2）　計画期間

本計画は、令和9年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの3年間を計画期間とします。計画の目標年度を令和 11 年度（2029 年度）として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和9年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の種類ごとの見込量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策等を明らかにします。



3. 計画策定の方針と検討体制

本計画は、国が定める基本指針等を踏まえて策定します。また、障がい者等及びその介助・介護者に対するアンケート調査等によりニーズの把握を行うなど、本市の実態に即した計画となるよう障がい者等の意見の反映に努めます。

また、計画で規定するサービスの見込量の確保及びサービス提供の基盤整備には障がい及び障がい者等に対する「地域社会の理解促進」が必要となるため、地域住民、企業など幅広く理解・協力を求めるため、啓発・広報活動を積極的に進めます。

（3） 協議体における検討

本計画の策定においては、成果目標、障がい福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を検討する場として、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に2つの部会（障がい者支援部会、障がい児支援部会）を設置し検討しました。

（4） アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたって、成果目標、障がい福祉サービス等の見込量の算定及び計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査等を実施しました。

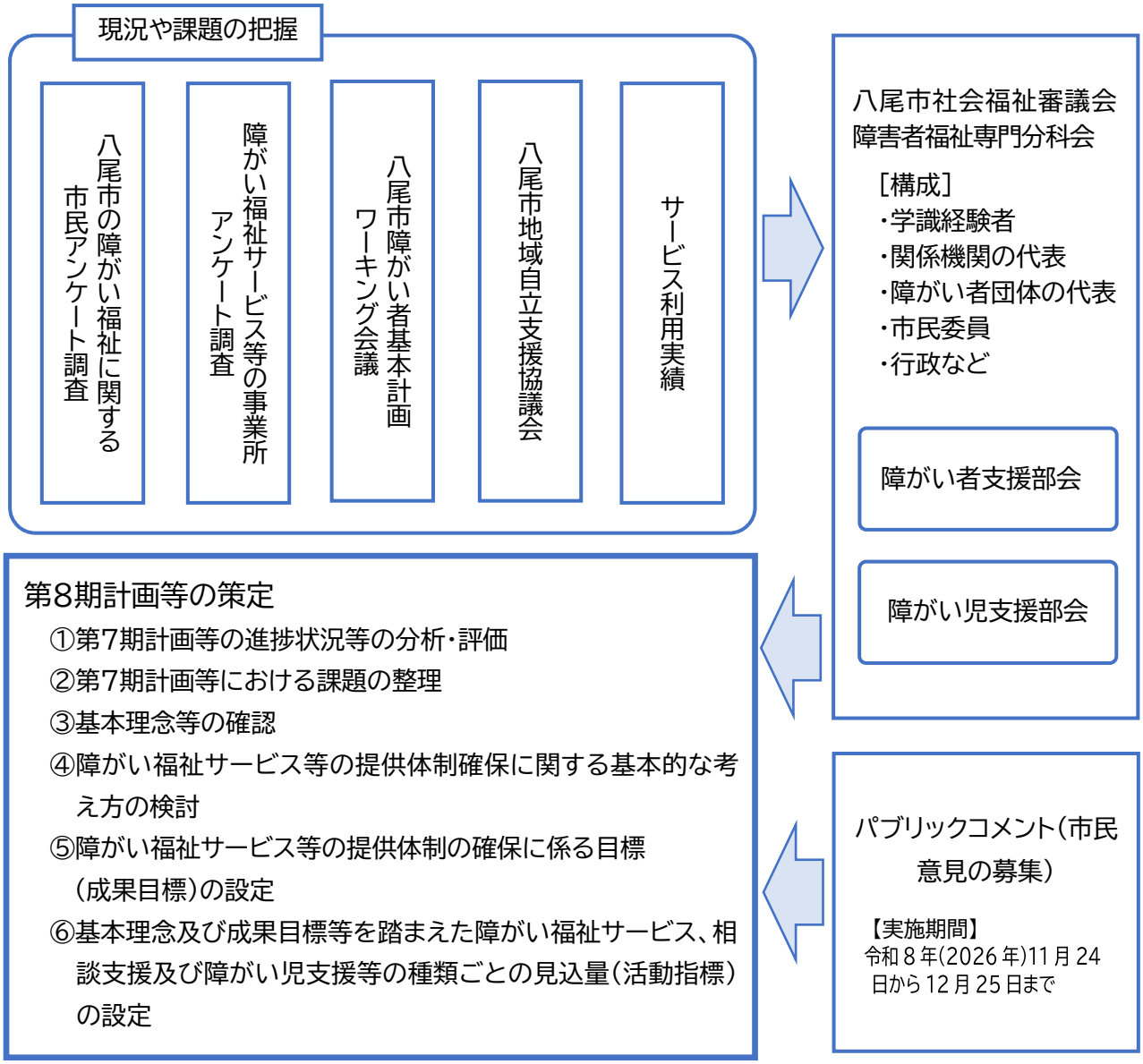
調査	対象者	目的
第8期八尾市障がい福祉計画及び第4期八尾市障がい児福祉計画等策定におけるアンケート調査	障がい者手帳所持者等	障がい福祉サービス等利用の現状や今後の利用ニーズを把握するため
八尾市障がい福祉サービス等の事業所アンケート調査	市内の障がい福祉サービス提供事業者	障がい福祉サービス等の提供実績、今後の提供見込み及びサービス提供上の課題等を把握するため

（5） 八尾市地域自立支援協議会からの意見聴取

障がい者等のさまざまな支援に関わるサービス事業所等が参画し、就労・日中活動支援、地域生活支援といった分野ごとにサービス提供に関する課題の検討を行ったうえで、八尾市地域自立支援協議会から現状や課題についての意見を聴取しました。

（6） パブリックコメントの実施

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づいて、パブリックコメントを実施し、本計画に反映しました。


現況や課題の把握
八尾市の障がい福祉に関する市民アンケート調査
障がい福祉サービス等の事業所アンケート調査
八尾市障がい者基本計画ワーキング会議
八尾市地域自立支援協議会
サービス利用実績
八尾市社会福祉審議会
障害者福祉専門分科会
［構成］
・学識経験者
・関係機関の代表
・障がい者団体の代表
・市民委員
・行政など
障がい者支援部会
障がい児支援部会
第8期計画等の策定
①第7期計画等の進捗状況等の分析・評価
②第7期計画等における課題の整理
③基本理念等の確認
④障がい福祉サービス等の提供体制確保に関する基本的な考え方の検討
⑤障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）の設定
⑥基本理念及び成果目標等を踏まえた障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の種類ごとの見込量（活動指標）の設定
パブリックコメント（市民意見の募集）
【実施期間】
令和８年(2026年)11月24日から12月25日まで

第2章　障がい者等の現状と第7期計画等の実績

1. 障がい者等の現状

（1）手帳所持者の状況

本市の令和7年度（2025 年度）の手帳所持者数は、17,471 人となっており、第6期計画時の令和3年度（2021 年度）の 17,015 人から 456 人、約 2.7%増加しています。

手帳所持者数の対人口比は、6.8%となり、障がい種別の対人口構成比は、身体障がい者手帳が 3.7%、療育手帳が 1.4%、精神障がい者保健福祉手帳が 1.7%となります。

◆八尾市の手帳所持者数の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
人口	人	262,875	261,197	260,074	258,285	257,520
所持者数		17,015	16,824	17,103	17,535	17,471
対人口構成比	%	6.5	6.4	6.6	6.8	6.8

◆八尾市の手帳所持者数と対人口構成比【令和７年度（2025 年度）】

	単位	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計
所持者数	人	9,614	3,511	4,346	17,471
対人口構成比	%	3.7	1.4	1.7	6.8

（2）身体障がい児者の状況

年齢別にみると、満 18 歳未満の身体障がい者手帳所持者数は、令和6年度（2024 年度）までは減少傾向にあり、令和7年度（2025 年度）で増加しています。また、身体障がい者手帳所持者数に占める割合は 1.4%となっています。満 18 歳以上の身体障がい者手帳所持者数は横ばいで推移しており、身体障がい者手帳所持者数に占める割合は 98.6%となっています。

◆年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
満 18 歳未満	所持者数（人）	152	143	140	122	133
	構成比（%）	1.4	1.4	1.4	1.2	1.4
満 18 歳以上	所持者数（人）	10,383	9,979	9,920	10,003	9,481
	構成比（%）	98.6	98.6	98.6	98.8	98.6
合計	所持者数（人）	10,535	10,122	10,060	10,125	9,614
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障がい者手帳所持者の障がい等級別の構成比は1級が最も多く、次いで4級となっています。令和7年度（2025 年度）の重度（1級と2級の合計）、中度（3級と4級の合計）、軽度（5級と6級の合計）の構成比はそれぞれ47.2%、37.9%、14.9%となっています。令和3年度（2021 年度）と比較すると、重度及び中度の手帳所持者数が減少しています。

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい等級別の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
１級	所持者数（人）	3,209	3,073	3,041	3,121	2,999
	構成比（%）	30.5	30.4	30.2	30.8	31.2
２級	所持者数（人）	1,708	1,622	1,634	1,619	1,539
	構成比（%）	16.2	16.0	16.3	16.0	16.0
３級	所持者数（人）	1,652	1,591	1,565	1,551	1,429
	構成比（%）	15.7	15.7	15.6	15.4	14.9
４級	所持者数（人）	2,511	2,408	2,343	2,332	2,207
	構成比（%）	23.8	23.8	23.3	23.0	23.0
５級	所持者数（人）	643	635	648	650	628
	構成比（%）	6.1	6.3	6.4	6.4	6.5
６級	所持者数（人）	812	793	829	852	812
	構成比（%）	7.7	7.8	8.2	8.4	8.4
合計	所持者数（人）	10,535	10,122	10,060	10,125	9,614
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障がい者手帳所持者の障がい部位別の構成比は各年度で肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。令和3年度（2021 年度）から令和7年度（2025 年度）にかけて、内部障がいが占める割合が増加傾向にあり、肢体不自由が占める割合が減少傾向にあります。

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい部位別の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
視覚障がい	所持者数（人）	752	735	744	752	701
	構成比（%）	7.2	7.3	7.4	7.4	7.3
聴覚・音声・言語障がい	所持者数（人）	1,138	1,106	1,132	1,141	1,080
	構成比（%）	10.8	10.9	11.2	11.3	11.2
肢体不自由	所持者数（人）	5,367	5,133	5,039	4,999	4,726
	構成比（%）	50.9	50.7	50.1	49.4	49.2
内部障がい	所持者数（人）	3,278	3,148	3,145	3,233	3,107
	構成比（%）	31.1	31.1	31.3	31.9	32.3
合計	所持者数（人）	10,535	10,122	10,060	10,125	9,614
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（3）知的障がい児者の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、令和7年度（2025 年度）は 3,511 人と、令和3年度（2021 年度）に比べて 389 人、12.5%の増加となっています。また、満 18 歳未満の療育手帳所持者数に占める割合は増加し、令和7年度（2025 年度）は 45.8%となっています。

◆年齢階層別療育手帳所持者数の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
満 18 歳未満	所持者数（人）	1,209	1,278	1,366	1,474	1,608
	構成比（%）	38.7	39.7	41.1	42.6	45.8
満 18 歳以上	所持者数（人）	1,913	1,938	1,955	1,989	1,903
	構成比（%）	61.3	60.3	58.9	57.4	54.2
合計	所持者数（人）	3,122	3,216	3,321	3,463	3,511
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

療育手帳所持者の障がい程度別の構成比は、B2（軽度）が年々増加しており、令和7年度（2025 年度）は 1,712 人と、令和3年度（2021 年度）に比べて 389 人増加、29.4%の増加となっています。また、A（重度）とB1（中度）は減少傾向となっています。

◆療育手帳所持者数の障がい程度別の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
A（重度）	所持者数（人）	1,140	1,141	1,153	1,157	1,106
	構成比（%）	36.5	35.5	34.7	33.4	31.5
B１（中度）	所持者数（人）	659	666	688	710	693
	構成比（%）	21.1	20.7	20.7	20.5	19.7
B２（軽度）	所持者数（人）	1,323	1,409	1,480	1,596	1,712
	構成比（%）	42.4	43.8	44.6	46.1	48.8
合計	所持者数（人）	3,122	3,216	3,321	3,463	3,511
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（4）精神障がい児者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和7年度（2025年度）は4,346人と、令和3年度（2021年度）から 988 人、29.4%の増加となっています。等級の構成比は2級が最も多く、次いで3級となっています。また、3級が精神障がい者保健福祉手帳所持者数に占める割合は増加傾向にあります。

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
１級	所持者数（人）	238	245	246	247	241
	構成比（%）	7.1	7.0	6.6	6.3	5.5
２級	所持者数（人）	2,088	2,161	2,284	2,380	2,593
	構成比（%）	62.2	62.0	61.4	60.3	59.7
３級	所持者数（人）	1,032	1,080	1,192	1,320	1,512
	構成比（%）	30.7	31.0	32.0	33.4	34.8
合計	所持者数（人）	3,358	3,486	3,722	3,947	4,346
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（5）自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者は、令和7年度（2025 年度）には 7,171 人となり、令和3年度（2021年度）から 1,317 人、22.5%の増加となっています。

◆自立支援医療（精神通院）受給者の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
受給者数	人	5,854	6,093	6,468	6,612	7,171

（6）難病患者の状況

難病患者は、令和7年度（2025 年度）には 3,371 人となり、令和3年度（2021 年度）から 402 人増加しています。難病として指定されている疾病は令和7年度（2025 年度）4月1日に7疾病が追加され、指定難病は 348 疾病となり、申請者は今後も増加していくことが考えられます。

◆難病患者の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
総数	人	2,969	3,059	3,184	3,355	3,371
うち新規申請		321	377	356	450	433

（7）支援が必要な児童の状況

手帳の未所持者も含めた支援が必要な児童における、療育・教育等に在籍している人数について、認定こども園、保育所、放課後児童室の児童数は年々増加しています。一方で、児童発達支援センターの児童数は、児童発達支援第1センターは減少傾向、児童発達支援第2センターは横ばいで推移しています。

◆認定こども園・保育所における障がい児保育の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
入所児童数	人	214	217	222	256	271
受け入れ施設数	箇所	37	38	39	42	42

◆児童発達支援センターにおける通園の推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
児童発達支援第１センター（いちょう）	児童数（人）	25	30	24	22	17
児童発達支援第２センター（八尾しょうとく園）		68	68	68	68	67

◆放課後児童室における障がい児の受け入れ推移

	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
入室児童数	人	181	207	231	315	343

2. 第7期障がい福祉計画の成果目標の実績

（1）施設入所者の地域生活への移行

①地域移行者数

◆成果目標と実績

		令和８年度末（2026 年度末）の目標		令和６年度末（2024 年度末）	令和７年度末（2025 年度末）
地域移行者数（施設入所からグループホーム等へ移行した人数）	令和５年度（2023 年度）からの累計	9人以上	令和8年度末（2026 年度末）施設入所者数の6%以上	6人	7 人

②施設入所者の削減数

◆成果目標と実績

	令和８年度末 （2026 年度）の目標	令和６年度 （2024 年度）	令和７年度 （2025 年度）
入所者数	141 人以下	134 人	137 人
令和４年度末（2022 年度末）の入所者数に対する削減数及び削減した人数の比率	３人以上 （1.7%以上削減）	10 人 （6.9%）	７人 （4.9%）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆成果目標と実績

	令和８年度末 （2026 年度）の目標	令和６年度 （2024 年度）	令和７年度 （2025 年度）
長期入院患者数	158 人以下	141 人	133 人

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
地域生活支援拠点等の機能の充実を図るために、年１回以上、運用状況について検証します。

◆実績

令和７年度末（2025 年度末）の実績
地域生活支援拠点等検証会議を実施し、現状の取り組みの振り返りや今後の課題等について議論しました。

（4）強度行動障がいを有する者に対する支援体制の充実

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
強度行動障がい者の支援ニーズ等に関する調査を実施し、調査結果等に基づいた取り組みを検討します。

◆実績

令和7年度時点では、どのような調査を実施するか等、手法や時期については検討中です。

【成果目標に掲げた地域生活支援拠点等の整備内容】

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- 拠点にて支援を行う障がい者等の事前登録制の実施
- 基幹相談支援センター及び八尾市立障害者総合福祉センターにおける夜間等も含めた相談受付の実施
- 八尾市立障害者総合福祉センターをはじめ、入所施設や短期入所事業所と連携した医療的ケアにも対応した緊急時の受け入れ体制の実施

◆障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実

- グループホームにおける医療機関等との連携による健康管理体制の確保

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- 基幹相談支援センターを中心とした事業所間連携の強化
- 支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場

◆障がい者の自立に向けた支援体制の充実

- 採用時も含めた支援者の研修等をはじめとしたグループホームにおける支援の質の向上
- 主に精神病床における入院患者等の自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保

（5）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

◆成果目標と実績

	令和８年度末 (2026 年度末)の目標	令和３年度 (2021 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)
一般就労移行者数(全体) 令和３年度(2021 年度年度)対比	99 人 1.28 倍以上	77 人 -	112 人 1.45 倍	67 人 0.87 倍
就労移行支援事業 を通じた一般就労移行者数 令和３年度(2021 年度年度)対比	52 人 1.31 倍以上	39 人 -	52 人 1.33 倍	39 人 1.00 倍
就労継続支援Ａ型 を通じた一般就労移行者数 令和３年度(2021 年度年度)対比	40 人 1.29 倍以上	30 人 -	40 人 1.33 倍	20 人 0.66 倍
就労継続支援Ｂ型 を通じた一般就労移行者数 令和３年度(2021 年度年度)対比	7 人 1.28 倍以上	5 人 -	19 人 3.8 倍	7 人 1.40 倍

	令和８年度末 （2026 年度）の目標	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	6割以上	8.3 割	8.3 割

②就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

◆成果目標と実績

	令和８年度末 (2026 年度末)の目標	令和３年度 (2021 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)
就労定着支援事業の利用者数 令和３年度(2021 年度年度)対比	68 人 1.41 倍以上	48 人	63 人 1.31 倍	60 人 1.25 倍

	令和８年度末（2026 年度）の目標	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
就労定着支援事業の利用修了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合	3割以上	0割	0 割

③就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額

◆成果目標と実績

	令和８年度末（2026 年度末）の目標	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）
就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額	14,391 円	14,136 円	17,884 円	19,680 円	20,389 円

（6）相談支援体制の充実・強化等

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
・基幹相談支援センターを中核とした関係機関とのネットワークにより、緊急時にも対応した相談支援体制の充実を図ります。 ・八尾市地域自立支援協議会において、参画する事業所数を増やし、地域における支援体制の充実・強化を図ります。

◆実績

基幹相談支援センターと八尾市立障害者総合福祉センターによる 24 時間の相談支援体制を継続実施しました。協議会における専門部会の実施にあたって広く市内の事業所へ案内を行うなど、多くの事業所が参画できるよう取り組みました。

（7）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
運営指導の強化を図り、その指摘事項や処分内容等を市内障がい福祉サービス等事業所と共有することで質の向上を図ります。

◆実績

運営指導の回数増加や福祉指導監査課との連携による監査体制の強化を図り、障がい福祉サービス等の質の向上を図りました。また、毎月の請求審査に係る結果を事業所に示すことで、適切な請求につなげました。

3. 第7期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

◆訪問系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位(時間)(人)	令和６年度末(2024 年度)		令和７年度(2025 年度)		令和８年度(2026 年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	居宅介護	月平均利用量	8,604	8,287	9,895	7,880	11,379
		実利用者数	297	270	341	266	392
	重度訪問介護	月平均利用量	6,103	6,451	7,568	6,940	9,384
		実利用者数	29	27	35	34	44
	同行援護	月平均利用量	2,818	2,724	2,959	2,485	3,107
		実利用者数	128	130	135	121	141
知的障がい者	居宅介護	月平均利用量	7,338	5,971	9,026	5,495	11,102
		実利用者数	386	342	475	310	584
	重度訪問介護	月平均利用量	712	503	712	400	712
		実利用者数	1	8	1	7	1
	行動援護	月平均利用量	823	1,008	1,045	1,767	1,327
		実利用者数	30	57	39	79	49
精神障がい者	居宅介護	月平均利用量	10,548	9,750	12,552	9,814	14,937
		実利用者数	659	618	785	651	934
	重度訪問介護	月平均利用量	223	0	223	70	223
		実利用者数	1	0	1	1	1
	行動援護	月平均利用量	8	24	8	63	8
		実利用者数	1	1	1	3	1
障がい児	居宅介護	月平均利用量	461	316	465	342	470
		実利用者数	19	17	19	16	20
	同行援護	月平均利用量	15	0	15	0	15
		実利用者数	1	0	1	0	1
	行動援護	月平均利用量	10	2	10	19	10
		実利用者数	2	6	2	3	2

（2）短期入所

◆短期入所の見込量・実績値

障がい種別／サービス種別	単位(回数)（人）	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	月平均利用量	222	132	258	119	294
	実利用者数	37	32	43	30	49
知的障がい者	月平均利用量	1,075	877	1,240	905	1,405
	実利用者数	215	178	248	180	281
精神障がい者	月平均利用量	15	4	18	21	21
	実利用者数	5	5	6	5	7
障がい児	月平均利用量	184	85	236	140	288
	実利用者数	46	40	59	44	72

（3）日中活動系サービス

◆日中活動系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位(人日)(人)	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	生活介護	月平均利用量	2,851	2,801	2,851	2,930	2,851
		実利用者数	178	175	178	175	178
	自立訓練	月平均利用量	14	28	14	17	14
		実利用者数	2	4	2	2	2
	就労移行支援	月平均利用量	127	61	161	101	205
		実利用者数	13	7	16	10	20
	就労継続支援（Ａ型）	月平均利用量	1,175	833	1,175	1,014	1,175
		実利用者数	73	57	73	70	73
	就労継続支援（Ｂ型）	月平均利用量	1,368	1,704	1,518	1,876	1,685
		実利用者数	98	126	108	133	120
	就労選択支援	実利用者数			10	0	15
	就労定着支援	実利用者数	7	5	9	5	11
知的障がい者	生活介護	月平均利用量	9,840	9,615	10,234	9,798	10,643
		実利用者数	518	515	539	513	560
	自立訓練	月平均利用量	348	211	404	152	468
		実利用者数	29	15	34	12	39
	就労移行支援	月平均利用量	484	357	619	300	793
		実利用者数	54	44	69	37	88
	就労継続支援（Ａ型）	月平均利用量	1,338	1,271	1,365	1,382	1,392
		実利用者数	84	94	85	91	87
	就労継続支援（Ｂ型）	月平均利用量	7,727	7,896	8,191	8,227	8,683
		実利用者数	429	464	455	466	482
	就労選択支援	実利用者数			20	7	30
	就労定着支援	実利用者数	32	20	39	22	46
精神障がい者	生活介護	月平均利用量	875	959	1,242	867	1,764
		実利用者数	80	95	113	75	160
	自立訓練	月平均利用量	695	211	758	220	826
		実利用者数	63	29	69	24	75
	就労移行支援	月平均利用量	1,644	1,308	1,990	1,339	2,408
		実利用者数	183	140	221	144	268
	就労継続支援（Ａ型）	月平均利用量	4,038	3,690	4,805	3,650	5,718
		実利用者数	311	309	370	281	440
	就労継続支援（Ｂ型）	月平均利用量	5,536	8,158	5,979	10,241	6,457
		実利用者数	503	694	544	814	587
	就労選択支援	実利用者数			3	1	5
	就労定着支援	実利用者数	65	57	83	68	101
療養介護		利用実人員	28	31	27	28	27

（4）居住系サービス

◆居住系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位（人）	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	自立生活援助	実利用人数	1	0	1	0	1
	共同生活援助（グループホーム）		23	33	26	32	29
	施設入所支援		49	50	48	47	47
知的障がい者	自立生活援助		1	0	1	0	1
	共同生活援助（グループホーム）		311	318	343	339	375
	施設入所支援		101	92	101	92	100
精神障がい者	自立生活援助		1	0	1	0	1
	共同生活援助（グループホーム）		116	168	139	177	162
	施設入所支援		1	2	1	1	1

（5）計画相談支援･地域移行支援･地域定着支援

◆計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位（人）	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	計画相談支援	実利用人数	88	87	97	91	108
	地域移行支援		1	0	1	0	1
	地域定着支援		1	0	1	0	1
知的障がい者	計画相談支援		301	278	340	290	384
	地域移行支援		1	1	1	1	1
	地域定着支援		1	1	1	0	1
精神障がい者	計画相談支援		358	363	393	401	433
	地域移行支援		1	2	1	2	1
	地域定着支援		1	3	1	4	1
障がい児	計画相談支援		1	1	0	5	0

（6）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量・実績値

項目	単位等		令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数		1	1	1	1	1
	関係者参加人数（人）	保健	1	3	1	3	1
		医療	4	12	4	14	4
		福祉	6	17	6	32	6
		介護	1	6	1	3	1
		当事者	1	0	1	0	1
		家族	1	0	1	0	1
		その他	0	1	0	1	0
	目標設定		地域移行を進めるため、自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保の取り組みを進めます。				
	実績		居住支援法人による住まいの課題に対する八尾市の相談支援体制及び活動内容についての講義の実施しました。精神障がい者の地域移行を実現するために大事にしていること、工夫していること、現状の悩みや困難事例等について意見交換しました。				
	評価の実施回数（回）		1	1	1	1	1

（7）相談支援体制の充実･機能強化等

◆相談支援体制の充実・機能強化等の見込量・実績値

項目	単位等	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言回数（件）	8	0	8	1	8
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数（件）	10	23	12	71	14
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数（回）	1	1	1	3	1
ピアサポート活動への参加人数	年間延べ参加人数	50	17	50	3	50
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数（回）	1	0	1	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数（人）	0	0	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	年間実施回数（回）	1	0	1	0	1
	参加事業所数（社）	8	0	8	0	8
協議会の専門部会の設置	設置数	4	4	4	4	4
	年間実施回数（回）	10	7	10	13	10

（8）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◆障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築の見込量・実績値

項目	単位等	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数（人）	10	13	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有
	年間実施回数（回）	2	2	2	2	2
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有
	年間共有回数（回）	24	8	24	14	24

（9）地域生活支援拠点等

◆地域生活支援拠点等に係る見込量・実績値

事業種別	単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置個所数	本市は面的整備にて機能の充実を進めます。				
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数（人）	0	0	0	0	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数（回）	1	0	1	1	1

（10）理解促進研修･啓発事業

◆理解促進研修・啓発事業の見込量・実績値

事業種別	単位等	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

（11）自発的活動支援事業

◆自発的活動支援事業の見込量・実績値

事業種別	単位等	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

（12）相談支援事業

◆相談支援事業の見込量・実績値

事業種別	単位等	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

（13）成年後見制度利用支援事業等

◆成年後見制度の見込量・実績値

事業種別	単位等	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	年間実利用者数（人）	3	1	4	4	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

（14）意思疎通支援事業等

◆意思疎通支援事業の見込量・実績値

事業種別		単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	年間実利用量（件）	500	391	500	371	500
		年間実利用量（時間）	660	534	660	525	660
	要約筆記者派遣事業	年間実利用量（件）	155	62	155	66	155
		年間実利用量（時間）	130	110	130	111	130
	手話通訳者設置事業	年間実設置者数（人）	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		年間実養成講習修了者数（人）	15	8	15	14	15
※専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数（人）	20	0	20	0	20
		年間実養成講習修了者数（人）	40	8	40	6	40
	要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数（人）	10	1	10	1	10
		年間実養成講習修了者数（人）	20	2	20	0	20
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数、年間実養成講習修了者数（人）	30	5	30	0	30
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数、年間実養成講習修了者数（人）	5	0	5	1	5
※専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間実利用量（件・時間）	「意思疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の見込みに含んでいます。				
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	年間実利用量（件）	10,825	20	10,825	14	10,825
		年間実利用量（時間）	43,300	103	43,300	76	43,300
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	年間実利用量（件）	2	0	2	0	2
		年間実利用量（時間）	6	0	6	0	6

※大阪府との共同実施のため、見込量は大阪府全体の数値（失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については事業の実施予定なし）

（15）日常生活用具給付等事業

◆日常生活用具給付等事業の見込量・実績値

障がい種別／品目		単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	介護・訓練支援用具	件※	17	10	19	11	21
	自立生活支援用具		34	31	35	28	37
	在宅療養等支援用具		45	45	46	34	47
	情報・意思疎通支援用具		68	74	75	45	82
	排泄管理支援用具		7,011	6,703	7,222	6,840	7,438
	在宅改修費		3	3	3	1	3
知的障がい者	介護・訓練支援用具		1	0	1	1	1
	自立生活支援用具		5	9	6	2	6
精神障がい者	自立生活支援用具		1	2	1	1	1
障がい児	介護・訓練支援用具		1	5	1	3	1
	自立生活支援用具		5	4	6	5	8
	在宅療養費等支援用具		2	11	2	4	2
	情報・意思疎通支援用具		3	5	3	3	3
	排泄管理支援用具		583	533	630	347	680
	在宅改修費		1	0	1	0	1

※年間の給付等の件数

（16）移動支援事業

◆移動支援事業の見込量・実績値

障がい種別		令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	年間実利用量	39,891	42,198	38,295	35,345	36,763
	年間実利用者数	214	182	206	177	197
知的障がい者	年間実利用量	61,936	61,432	73,704	52,163	87,707
	年間実利用者数	415	386	494	356	588
精神障がい者	年間実利用量	18,260	25,417	19,275	23,202	20,289
	年間実利用者数	180	215	190	213	200
障がい児	年間実利用量	3,087	1,669	3,087		3,087
	年間実利用者数	18	14	18		18

（17）地域活動支援センター事業

◆地域活動支援センター事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6	6	6
	年間実利用者数（人）	131	135	131	130	131

（18）広域的な支援事業

◆広域的な支援事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
地域生活支援広域調整会議等事業	会議の開催回数	1	1	1	1	1

（19）その他事業

◆その他事業の見込量・実績値

事業種別	単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
訪問入浴サービス事業	箇所	3	3	3	3	3
	延べ利用回数（回）	384	266	384	365	384
日中一時支援事業	箇所	22	25	23	29	24
	延べ利用回数（回）	1,413	2,144	1,568	2,608	1,741

4. 第3期障がい児福祉計画の成果目標の実績

（1）重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加･包容(インクルージョン)の推進

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を実施できるよう、児童発達支援センターの機能を充実します。 【成果目標における機能充実の内容】 ◆地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ・児童発達支援事業所等への研修や事例検討会等を開催し、関係性の構築とともに、市内全体の障がい児支援に関する技術の向上を図ります。 ◆地域のインクルージョン推進の中核機能 ・認定こども園等在籍の児童の包含的な支援のため、保育所等訪問支援事業を推進します。

◆実績

令和７年度末（2025 年度末）の実績
◆地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 [児童発達支援第１センター（いちょう）] ・児童発達支援事業所等の施設との連携を図るため、他施設への訪問や研修、見学の受入れ等を行いました。 ・他施設への訪問助言・指導等を行いました。 [児童発達支援第２センター（八尾しょうとく園）] ・通園児童が併行利用する障がい児通所支援事業所からの施設見学、並びに事業所への訪問を行い、児童の状況や支援方法等の情報共有を行い、事業所間の連携強化を図りました。 ◆地域のインクルージョン推進の中核機能 [児童発達支援第１センター（いちょう）] ・認定こども園等在籍の児童の包括的な支援のため、保育所等訪問支援を行いました。 [児童発達支援第２センター（八尾しょうとく園）] ・卒園児、退園児を中心に、実利用人数 17 名で小学校７校、こども園３園に年間延べ 182 回の訪問支援を実施しました。

（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を５施設以上確保したうえで、必要数に応じて拡充を図ります。

◆実績

令和７年度末（2025 年度末）の実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所：６施設 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所：６施設

（3）医療的ケア児支援のための保健･医療･障がい福祉･保育･教育等の関係機関の協議の場の設置

◆成果目標

令和８年度末（2026 年度末）の目標
医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の充実を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて福祉関係１名、医療関係１名を配置します。

◆実績

令和７年度末（2025 年度末）の実績
令和７年度については、八尾市医療的ケア児支援のための地域連絡会議を開催しなかったが、八尾市における医療的ケア児の現状の共有、医療的ケア児サポートマップ等について今後も協議及び検討を行います。医療的ケア児コーディネーターについては福祉関係で３名を配置しました。

5. 第3期障がい児福祉計画における障がい児支援の実績

（1）障がい児通所支援、相談支援

◆障がい児支援の見込量・実績値

サービス種別	単位（人日）（人）	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	月平均利用量	5,034	5,206	5,990	5,368	7,128
	実利用者数	559	571	666	593	792
放課後等デイサービス	月平均利用量	9,248	10,021	10,080	10,832	10,987
	実利用者数	771	891	840	993	916
保育所等訪問支援	月平均訪問回数（回）	45	62	49	81	53
	実利用者数	49	95	53	83	57
居宅訪問型児童発達支援	月平均訪問回数（回）	1	2	1	1	1
	実利用者数	1	2	1	1	1
障がい児相談支援	月平均利用人数（人）	142	153	221	184	345

（2）障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動

◆障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動の見込量・実績値

項目	単位（人）	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数	20	21	23	31	25
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数	0	1	1	1	1

（3）医療的ケア児等コーディネーター

◆医療的ケア児等コーディネーターの見込量・実績値

事業種別	単位（回）	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
医療的ケア児等コーディネーター配置数	福祉関係人数	1	0	1	3	1
	医療関係人数	1	0	1	0	1

6. 子ども･子育て支援等の実績

(1) 子ども･子育て支援等

◆子ども・子育て支援等の見込量・実績値

項目	単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
子ども・子育て支援等の見込量	人	476	571	615	614	615

(2) 教育･保育給付等

◆教育・保育給付等の見込量・実績値

項目		単位	令和６年度末（2024 年度）		令和７年度（2025 年度）		令和８年度（2026 年度）
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
教育	幼稚園・認定こども園（満３歳以上）（１号）	人	2,230	1,899	1,831	2,177	1,718
保育	保育所・認定こども園（満３歳以上）（２号）	人	3,660	4,008	3,808	3,992	3,655
	保育所・認定こども園等（満３歳未満）（３号）	人	2,810	2,994	2,695	2,711	2,719
延長保育事業（時間外保育事業）		人	2,950	1,843	2,200	2,576	2,200
放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業）		人	4,600	3,865	4,110	4,091	4,370
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		人	1,770	1,606	1,660	1,625	1,630
養育支援訪問事業		人	50	90	30	34	30
地域子育て支援拠点事業		人回	38,000	51,723	26,000	23,870	26,000
一時預かり事業		人日	100,000	75,061	100,000	45,659	100,000

第3章　第8期計画等の基本理念及び基本的な考え方

1. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念

本市では、障がい者の重度化・高齢化や社会情勢の変化を背景に、障がい福祉サービスや障がい児支援を利用する人が増加しているとともに、相談内容が多様化・複雑化し、障がい者・高齢者・子ども・外国人等といった分野ごとの対応では解決することが困難な課題が増えつつあります。

これらの課題を解決するために、地域での生活を支えるサービス等の提供をはじめ、さまざまな相談に対応できる体制等の整備が求められています。

第8期計画等の策定にあたり、国の基本指針では、次の6つを基本理念として定めています。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい者の社会参加を支える取組定着

本市においても、一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、それぞれが役割をもち支え合うことで自分らしく活躍する社会をめざし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方等に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

（1）　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）　障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービス等を受けることができるよう、市をサービス提供等の実施主体の基本とします。また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等及び障がい児を対象として、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

（3）　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステム（仕組み）を実現するため、身近な地域における地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスなど、地域の社会資源を活用した基盤整備を進めます。

特に、障がい者の重度化・高齢化に伴う親なきあと等の課題解決のためには、障がい種別にかかわらず、地域生活支援拠点等の整備が重要であり、地域での暮らしや自立に対する支援等を進めるために、本市の地域生活支援拠点等の整備方針に掲げる取り組みについて、運用状況の検証等を行い、さらなる機能充実を図ります。

また、精神障がいにおける長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域における精神保健や医療、福祉の一体的な取り組みの推進に加え、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

様々な障がい特性に応じた支援体制を構築するために、強度行動障がいの状態にある者や高次脳機能障がいを有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者、発達障がい児者、盲重複障がい児者、ろう重複障がい児者など、個々のニーズを把握したうえで、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を進めます。

（4）　地域共生社会の実現に向けた取り組み

人口減少や単身世帯の増加、特に障がい福祉分野では、障がい者の重度化・高齢化や親なきあとの生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや縦割を越えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。また、八尾市地域福祉計画や八尾市重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、「地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」「相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援」「コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援」といった包括的な支援体制の構築を推進します。

（5）　障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。

障がい児及びその家族に対する支援として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、大阪府と連携した適切な支援等

を通じて、地域支援体制の構築をめざします。

また、障がい児のライフステージに応じて、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関の連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、障がい児が地域の保育・教育等の支援を受けることができ、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児に対する支援においては、包括的な支援体制を構築します。

（6） 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざすことが重要です。特に、関係部局と連携し、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を図ります。

さらに、関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

2. 基本的な考え方

（1） 障がい福祉サービスの提供体制の確保について

障がい福祉サービスの提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、必要なサービス提供体制の充実を図ります。

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービスは、障がい者等の地域生活を支えるうえで、中心的な役割を担うサービスとなります。特に、障がい者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障がい者の増加等に伴い、サービス利用者の支援ニーズが多様化しており、必要なサービス量を確保するとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービスの保障

障がい者等の社会参加の促進に向け、障がい者等の多様なニーズに応じて適切な日中活動の場を提供できるよう、多様なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの質の向上を図ります。

③　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームについて、重度障がい者の受入ができる環境整備を進めるといった充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。

また、地域生活支援拠点等の機能をさらに強化するため、拠点機能を担うコーディネーター等の配置を行うなどの支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

④　福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進や就労定着支援事業等の活用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就職後の職場定着への支援を強化するため、関係機関等とも連携し、就労支援ネットワークの充実・強化を図ります。

⑤　強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対して、支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図ります。

特に強度行動障がいについては、行動上の課題が起きにくい環境整備等、予測的観点からの支援・関わりが必要であるため、関係機関との連携を強化し、支援者の育成・配置及び専門的な支援を必要とする者を把握するとともに、サービスにつながっていない在宅の者や入院中の者の状況把握に努めます。

難病患者等については、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制の整備を進めます。

⑥　高次脳機能障がい者に対する支援

高次脳機能障がいを有する人が可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けることができるよう、大阪府や関係機関との情報共有を行うとともに、市内における相談支援機関や障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、当事者及びその家族への支援を進めます。

（2）　相談支援について

相談支援の提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、相談支援体制等の充実を図ります。

①　相談支援体制の充実・強化

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題がある中で、相談支援事業については、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携及びピアサポートの促進に努めます。

また、基幹相談支援センターの機能を活用し、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言等を行います。

指定特定相談支援事業所や委託相談支援事業所等の連携体制の整備を進めるとともに、基幹相談支援センターが各相談支援事業所等への助言や人材育成を行い、地域づくりを推進することができる相談支援体制の充実・強化を図ります。

精神障がい者及びその家族への包括的な支援に対応できるよう、相談支援体制を整備します。

また、相談支援専門員の養成等を通じて、のぞまないセルフプランの件数がゼロとなるよう努めます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者等の受け皿として計画的に地域移行に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を確保します。加えて、関係機関との連携を図り、ペアレントメンター等の人材の養成及び確保に努めます。

また、療育・保育・教育に最大限活かせるよう、発達障がいの診断や支援等を専門的に行うことができる機関等との連携を図ります。

④ 八尾市地域自立支援協議会の活動

障がい者等が安心して地域で生活できるよう、事業所間の連携、障がい当事者等の積極的な参画、府内等の好事例の共有などを進め、八尾市地域自立支援協議会等のさらなる機能の充実を図ります。

また、医療的ケア児の支援や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム等の充実を進め、支援体制のさらなる整備を図ります。

（3） 障がい児支援の提供体制の確保について

障がい児支援の提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、相談支援体制等の充実を図ります。

① 重層的な地域支援体制の構築

乳幼児期・学童期・思春期の障がい児及びその家族に対する支援については、障がい児通所支援等における障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要となります。

とりわけ、児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」「地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」「地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能」の4つの機能を充実させ、点在する地域資源の重層的な支援体制の整備を図ります。加えて、保育所等訪問支援事業等を効果的に実施することで、認定こども園等や

放課後児童健全育成事業（放課後児童室）、小中学校及び支援学校等の育ちの場とつながる、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化、さらには安全性の確保を図る取り組みを進めます。

② 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援等の体制整備にあたっては、認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童室）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

障がい児の早期発見、早期支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健部局、教育委員会、こども家庭センター等との連携体制の強化を図ります。

また、障がい児支援等が適切に行われるために、就学時及び卒業時等において、支援を円滑に引き継げるよう、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るなど、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援体制を構築し、効果的な支援に取り組みます。

さらに、府立福祉情報コミュニケーションセンター等の関係機関と連携することなどにより、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援に努めます。

③ 地域社会への参加・インクルージョンの推進

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所等に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言等を行う機能の充実を図り、インクルージョンを推進するため、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児が、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の活用等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、医療的ケア児については、心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、認定こども園や保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置等による支援体制の構築が重要となります。さらに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援のための体制づくりを推進します。

また、強度行動障がいの状態にある障がい児や高次脳機能障がいを有する障がい児をはじめ、虐待を受けた障がい児等に対し、適切な支援が行えるよう、関係機関との連携を強化するとともに、人材育成等の実施により、支援体制の専門性の強化を図ります。

⑤ 障がい児相談支援等の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対して継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても利用を促進するとともに、質の確保及び向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図ります。さらに、児童発達支援センターに求められる「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」を充実することで、支援の提供体制の強化に取り組みます。

⑥ 障がい児支援における人材育成の推進

質の高い障がい児支援が提供できるよう、児童発達支援センターをはじめ、障がい児通所支援事業所及び障がい児相談支援事業所並びに障がいのあるこどもやその家族を支援する関係機関等との連携を図り、地域におけるキーパーソンの育成等を含めた人材育成を推進します。

（4） 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上について

障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、支援者の負担軽減・障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

① 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせて、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策等を推進します。

加えて、令和6年（2024 年）に創設された相談支援員の活用、社会福祉士または精神保健福祉士の養成機関と特定相談支援事業所との連携の促進等を通じて、相談支援を担う人材の確保を図ります。

② 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

支援者一人ひとりが力を発揮しつつ、協働して、質の高い障がい福祉サービスを効率的かつ効果的に提供するために、介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等を推進し、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を図ります。

第4章　第8期八尾市障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

今後、障がい者の地域移行を進めていくうえでは、地域での受け皿となる重度障がい者の受入が可能なグループホームの設置や短期入所事業所の増加、日中の居場所や就労先の確保をはじめ、相談支援機能の充実、地域での生活を体験する機会や場の創出等の幅広い支援が必要です。

また、障がい者やその家族の高齢化・重度化等の影響により複雑化・多様化する支援ニーズへの対応や医療対応も含めた緊急時の支援体制、入所施設とグループホームとの支援のあり方といった暮らしの場の課題に対する地域での支援体制の充実が求められています。

基幹相談支援センターや相談支援事業所、障がい者支援施設等と連携し、引き続き施設入所者の地域移行を進めるとともに、入所施設等の社会資源も含め、グループホームや短期入所への看護師配置や訪問看護ステーション等の地域医療との連携を視野に入れた支援体制を検討していく必要があります。

【国及び府の基本指針】

○地域移行者数
令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○施設入所者の削減数
令和11年度末時点で令和7年度末の施設入所者数の3.1%以上削減することを基本として成果目標を設定する。

本市における令和7年度(2025 年度)末の施設入所者数は 137 人となっています。令和 11 年度(2029 年度)末において、9人以上の地域移行をめざし、あわせて施設入所者数の削減目標は5人以上とします。

◆成果目標

	令和７年度末(2025 年度末)実績	令和 11 年度末(2029 年度末)の目標
①施設入所者数	137 人	132 人
削減数［削減率］	―	５人［3.1%以上］
②地域移行者数［移行率］	―	９人［6.0%以上］

（2）　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活を支えるためには、医療機関と福祉サービスの緊密な連携が不可欠となっています。また、地域での生活にあたっては、住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共存できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これらを踏まえ、本市においては精神障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、引き続き精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【国及び府の基本指針】

〇退院後1年以内の地域での平均生活日数
令和 11 年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均日数を 324.0 日以上とする。

〇長期入院患者数
令和 11 年6月時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）を 6,461 人とし、市町村においては、令和7年6月末時点の実績をもとに、大阪府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けないこととする。

〇退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率
国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度における退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率を退院後 90 日時点 9.2%以下、退院後 180 日時点 15.4%以下、退院後 365 日時点 23.3%以下とする。

〇心のサポーター数
国の基本指針の趣旨や市町村の取組状況等を踏まえ、心のサポーター及びゲートキーパーについて、市町村における養成が進むように支援する。

〇住民のこころの状態（K6）
K6 という尺度を活用し、評価する。

令和7年（2025 年）6月末時点での府内の長期入院患者数は 7,064 人となっており、そのうち、本市の長期入院患者数は 133 人となっています。（本市割合：約 1.9%）

令和 11 年（2029 年）6月末時点における本市の長期入院患者の見込者数の算出につきましては、府内の令和 11 年（2029 年）6月末時点の長期入院患者見込者数 6,461 人に本市割合約 1.9%を乗じた数の 122 人とします。

心のサポーター数について、国は令和 15 年（2033年）度末までに100万人となるよう目標を定めており、大阪府は令和11年度の心のサポーター数を 37,191 人以上とすることとしており、本市は、そのうち 500 人とすることを目標とします。

なお、「退院後1年以内の地域での平均生活日数」「退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率」「住民のこころの状態（K6）」は大阪府が成果目標を設定し、府と市町村が連携して取り組みを推進します。

◆成果目標

項目	令和 11 年６月末(2029 年６月末)の目標
長期入院患者数	令和11年6月末(2029年6月末)における精神障がい者の精神病床における1年以上の長期入院患者数を122人以下とします。
心のサポーター数	令和11年度(2029年度)における心のサポーター数を500人以上とします。

(3)　福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行においては、就労移行支援事業及び就労定着支援事業の利用者数は増加しており、今後も利用者数の増加が期待できます。

法定雇用率が増加している一方で、企業での障がいのある人の受け入れ先企業が少ないこと、企業における障がいへの理解が充分でないといった課題もあります。障がい特性に応じた業務内容や短時間労働など、障がい者が働きやすい職場環境の充実が必要であり、また、一般就労したものの、本人の希望や障がいの特性と業務内容が合っておらず短期間で離職するケースや、就職後の人間関係や生活面をフォローする専門員の不足等も生じています。そのため、就労選択支援の実施と、就労定着支援事業の強化及び地域企業等の啓発が引き続き必要です。

今後に向けては、就労選択支援事業により、一般就労に移行する際、事前に本人の就労能力や適性を客観的に見極めるアセスメントを実施する体制を整えます。また、就労定着支援事業の活用により、企業と障がいのある人の間に生じる業務上の課題や精神面での変化などを早期に発見し解消することが望まれます。また、ジョブコーチによる定期的な職場訪問や相談支援等による長く働き続けるための支援を検討していく必要があります。

平均工賃の向上については、企業との連携による安定的で継続的な作業の確保と市場に通用する商品開発やサービスの提供など、収益性を高める取り組みが必要であるとともに、作業工程の見直しによる生産性向上、利用者の就労意欲の向上など、個々の事業所における提供能力の向上に向けた取り組みが必要です。

さらに、本市においても、引き続き率先して障害者優先調達法に基づく物品等の購入を行い、優先調達活用の普及・啓発等、官公需を促進する取り組みが必要です。

【国及び府の基本指針】

○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和11年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31倍以上とし、併せて、就労移行支援1.14倍以上、就労継続支援A型1.52倍以上、就労継続支援B型1.67倍以上とすることを基本とする。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

○就労定着支援の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とする。

○就労定着支援の就労定着率
令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。
また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。(全市町村に設置)

○(自立支援)協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置
国の基本指針を踏まえ、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。

○就労選択支援事業の利用者数
令和11年度の就労選択支援の利用者数を8,530人以上とする。

○就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額
国の基本指針において、工賃に関する指針はなく、令和7年度の各事業所の目標額と達成状況(実績額)を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。

① 福祉施設から一般就労への移行

◆就労移行支援等を通じた一般就労移行者数の成果目標

令和６年度末(2024 年度末)の一般就労移行者数	令和11年度末(2029年度末)の目標	
112 人	153 人	令和6年度(2024 年度)対比 **1.31 倍以上**

	令和６年度末(2024 年度末)実績		令和 11 年度末(2029 年度末)の目標
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	52 人	→	60 人 令和6年度(2024 年度)対比 **1.14 倍以上**
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	40 人	→	61人 令和6年度(2024 年度)対比 **1.52 倍以上**
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	19 人	→	32人 令和6年度(2024 年度)対比 **1.67 倍以上**

令和11年度末(2029年度末)の目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を**6割以上**とします。

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

◆就労定着支援事業の利用者数の成果目標

令和６年度末(2024 年度末)の 就労定着支援事業の利用者数	令和11年度末(2029年度末)の目標	
63 人	93人	令和 6 年度(2024 年度)対比 **1.47 倍以上**

◆事業所ごとの就労定着率の成果目標

令和11年度末(2029年度末)の目標
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を**2割5分以上**とします。

③ (自立支援)協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所設置数及び就労選択支援事業の利用者数

◆(自立支援)協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所設置数の成果目標

令和11年度末(2029年度末)の目標
就労選択支援事業所を2事業所以上設置します。

◆就労選択支援事業の利用者数の成果目標

令和11年度末(2029年度末)の目標
就労選択支援の利用者数を 302 人以上とします。

④ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

◆成果目標

	令和７年度末 (2025 年度末)実績		令和 11 年度末(2029 年度末)の目標
就労継続支援(B型)事業所における平均月額工賃	20,389 円	→	24,389 円

(4) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国及び府の基本指針】

令和11年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本市における地域生活支援拠点等は、基幹相談支援センター及び八尾市立障害者総合福祉センターを中核として面的に機能を充実します。また、八尾市地域自立支援協議会において、毎年運用状況を検証し、引き続き本市に求められる機能の充実について検討します。

◆成果目標

令和11年度末（2029年度末）の目標
● 拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置します。 ● 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るために、年1回以上、運用状況について検証します。

〇本市の地域生活支援拠点等について

本市の地域生活支援拠点等の整備については、地域の社会資源や関係機関が連携して必要な支援につないでいく「基幹相談支援センター及び八尾市立障害者総合福祉センターを中心とした面的整備」を基本としており、地域生活支援拠点等の整備方針としては、本市の実態に即して「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実」、「夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実」、「障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実」、「障がい者等の自立に向けた支援体制の充実」を掲げています。

第7期計画期間では、「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実」「障がい者等の自立に向けた支援体制の充実」の整備を新たに進め、機能充実を図ってきました。第8期計画においては、これまでの構築した支援体制を継続するとともに、高齢・介護分野との連携強化及び八尾市居住支援協議会等との連携を図り、地域で生活をするうえで欠かせない住まいの確保に関する取り組みを進めるなどし、さらなる拠点機能の充実を図ります。

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- 基幹相談支援センター及び八尾市立障害者総合福祉センターにおける夜間等も含めた相談受付の実施
- 八尾市立障害者総合福祉センターをはじめ、入所施設や短期入所事業所と連携した医療的ケアにも対応した緊急時の受け入れ体制の実施

◆障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実

- グループホームにおける医療機関等との連携による健康管理体制の確保
- 高齢化に伴う適切な支援に向けた相談支援専門員とケアマネジャー等との連携

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- 基幹相談支援センターを中心とした事業所間連携の強化
- 支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場

◆障がい者の自立に向けた支援体制の充実

- 採用時も含めた支援者の研修等をはじめとしたグループホームにおける支援の質の向上
- 主に精神病床における入院患者等の自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保
- 八尾市居住支援協議会等との連携による多様な暮らしの場の確保

本市の地域生活支援拠点等の整備方針

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実
- ・基幹相談支援センター等を中心とした事業所間の連携
- ・支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場

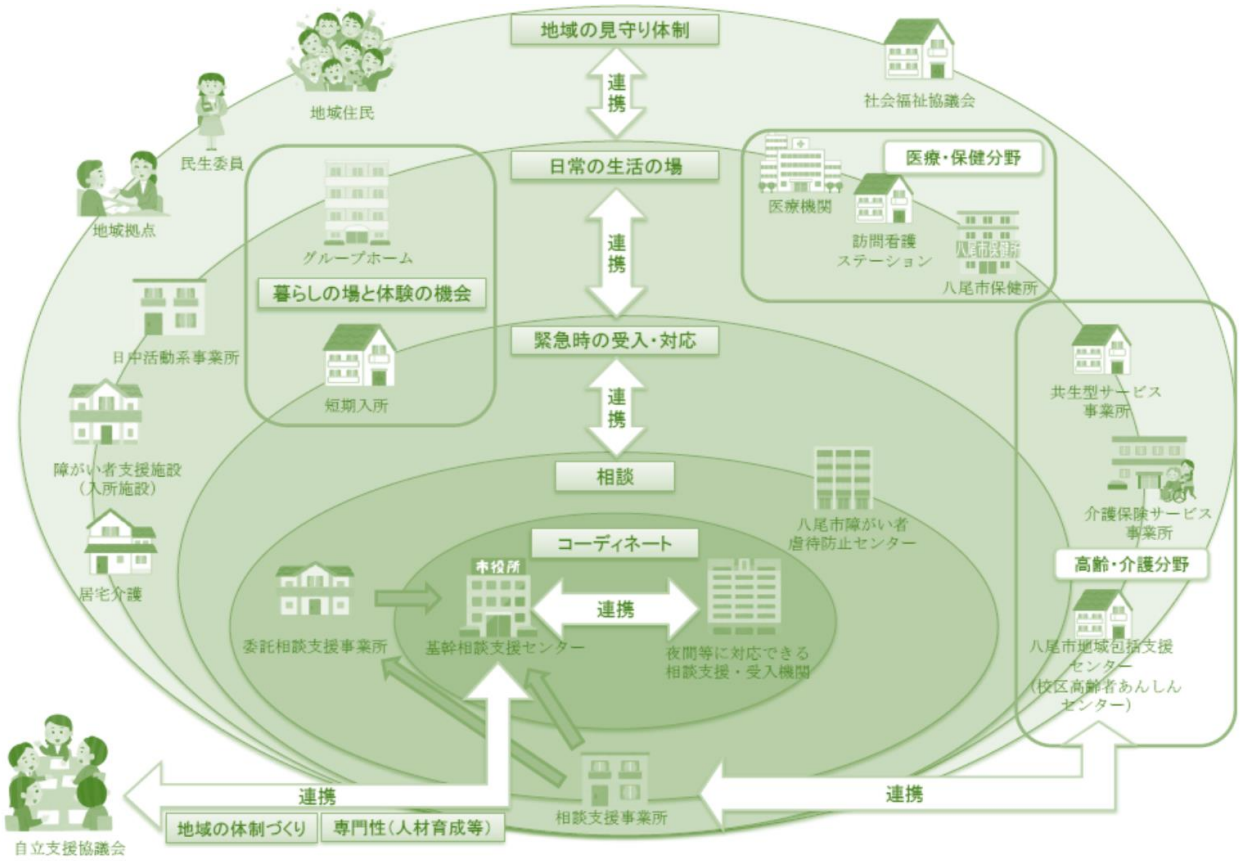
◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実
- ・夜間等の緊急時に対応できる相談支援機能と連絡調整を行うコーディネート機能
- ・夜間等の緊急時の受け入れ機能

◆障がい者等の重度化に対応した支援体制の充実
- ・医療的ケアも可能な緊急時の受け入れ機能
- ・医療・保健分野と連携した支援体制

◆障がい者の高齢化に対応した支援体制の充実
- ・高齢化に伴う適切な支援に向けた相談支援専門員とケアマネジャーとの連携
- ・高齢・介護分野と連携した支援体制

◆障がい者等の自立に向けた支援体制の充実
- ・自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保
- ・多様な暮らしの場の確保
- ・地域の見守りによる支援体制

本市の地域生活支援拠点等の整備イメージ



②強度行動障がいの状態にある者に対する支援体制の充実

【国及び府の基本指針】

令和 11 年度末までに、強度行動障がいの状態にある者に関して、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるため、以下の目標を設定する。

- 各市町村又は圏域において、強度行動障がいの状態にある者の実状や求める支援等に関する調査の実施
- 各市町村又は圏域において、調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援を実施

◆成果目標

令和11年度末(2029年度末)の目標
強度行動障がいの状態にある者の支援ニーズ等に関する調査を実施し、調査結果等に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関との連携強化を図ります。

(5)　相談支援体制の充実・強化等

【国及び府の基本指針】

- 令和 11 年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置(複数市町村による共同設置含む)するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。
- 令和 11 年度末までに、全ての市町村の協議会(複数市町村による共同設置含む)において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
- 令和 11 年度末までに、全ての市町村においてのぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。
- 府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。

本市における基幹相談支援センターは、平成 28 年度(2016 年度)から設置しており、障がい福祉に関する総合的な相談支援を行い、保健師や臨床心理士等の有資格者による専門的な相談にも対応しています。本市の地域生活支援拠点等の中核を担う同センターは、八尾市地域自立支援協議会や地域の障がい福祉サービス事業所をはじめ、各分野の関係機関と連携を進めながら、本市の実情に応じた支援体制の充実・強化を図ります。

◆成果目標

令和 11 年度末(2029 年度末)の目標
● 基幹相談支援センターを中心に障がい福祉サービス事業所や関係機関との連携を強化し、人材育成を含め相談支援体制の充実・強化を図ります。 ● 八尾市地域自立支援協議会において、個別事例の検討等を通じて、地域における障がい者の支援体制の充実・強化を図ります。 ● のぞまないセルフプランの件数を0とします。

【本市の相談支援の考え方】

〇地域生活支援拠点等における中核機能

- 地域生活支援拠点等の中核機能として、事前登録制による緊急時の相談・受付から受け入れ施設につなぐなど、緊急時の支援体制の役割を担います。
- 基幹相談支援センター機能を専門的・総合的に拡充しながら、地域の関係機関との連携強化による相談支援体制を構築します。
- 支援体制の質の向上を図るため、専門的人材の確保に向けた研修会の参加促進や主任相談専門員の育成等を行います。

〇地域共生社会に向けた重層的な相談支援体制の構築

- 障がい者だけでなく、生活上の困難を抱える高齢者や子どもなどが地域において安全・安心な生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制を構築します。

（6） 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【国及び府の基本指針】

令和 11 年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援する。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、大阪府において以下の目標を設定する。

- 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。
- 管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを基本とする。

集団指導の場を活用し、報酬請求に係るエラーの多い項目等について注意喚起を行います。また、サービスの質の確保を図るにあたり庁内で連携し、給付の適正化や不正請求を未然に防止する観点から、運営指導等を強化します。

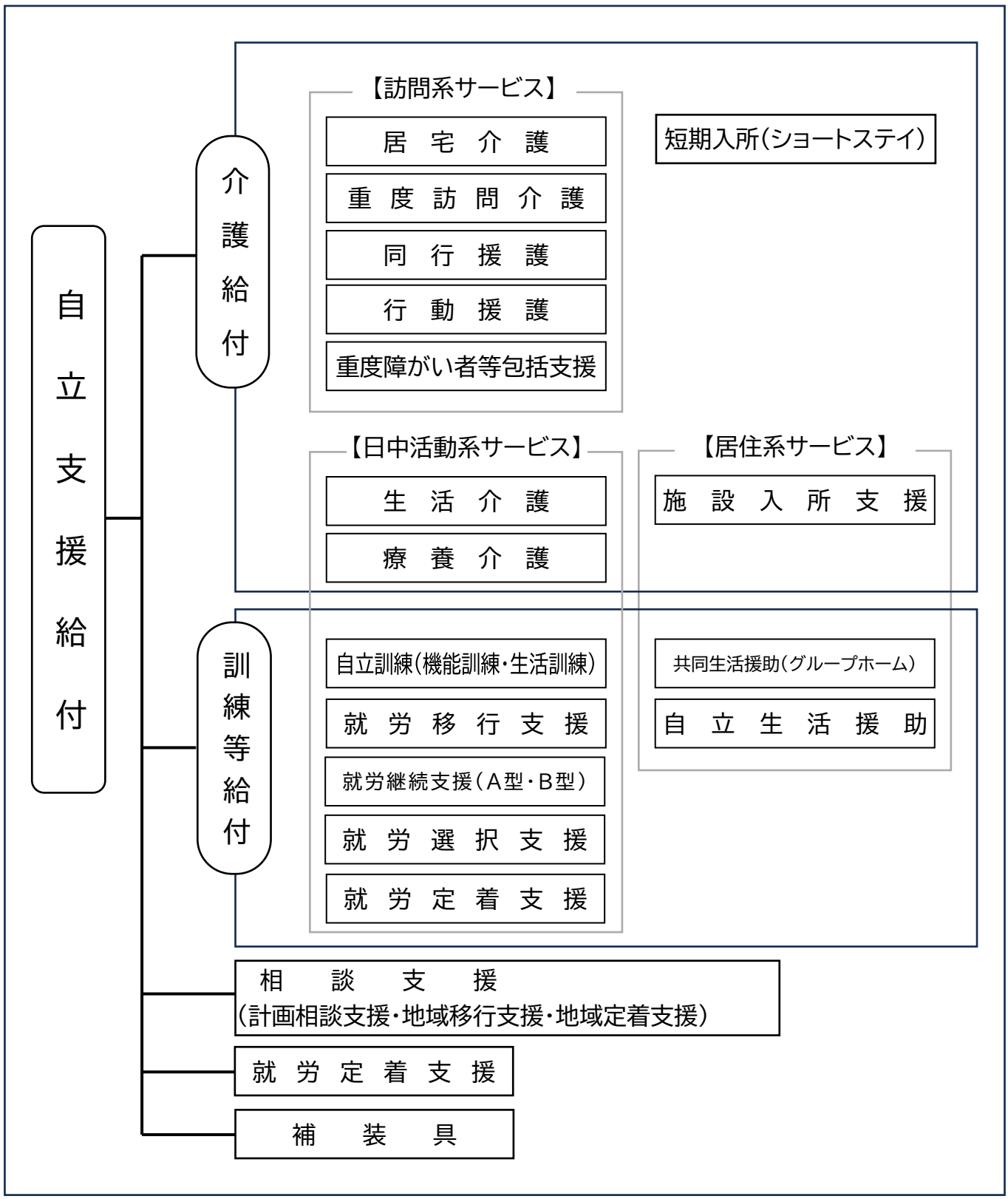
◆成果目標

令和 11 年度末（2029 年度末）の目標
● 運営指導の強化を図り、その指摘事項や処分内容等を市内障がい福祉サービス等事業所と共有することで質の向上を図ります。 ● 市内事業所情報の公表率を 100%とし、更新率については変更手続き時などの機会を捉え、更新手続きの働きかけを行います。

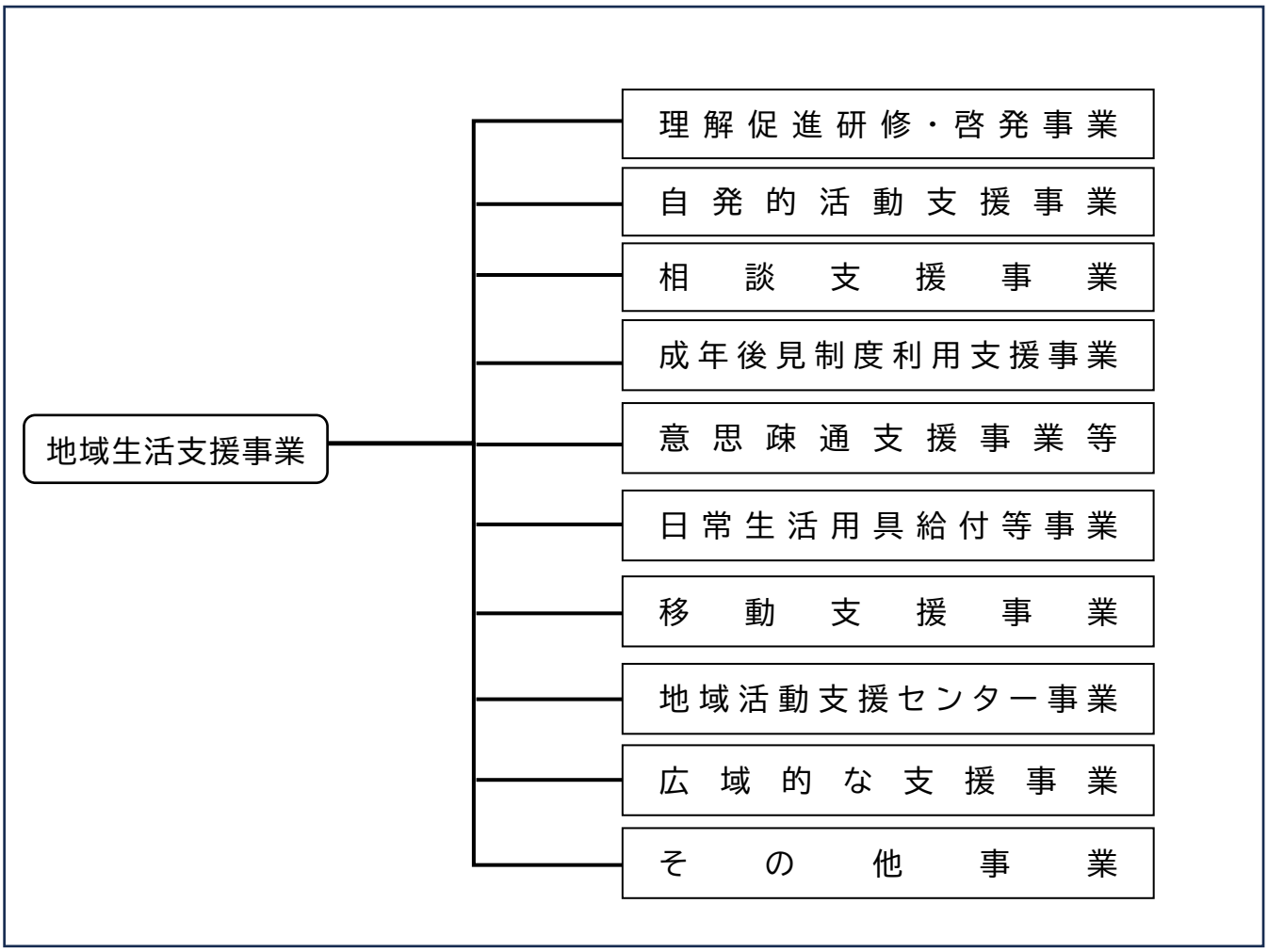
2. 障がい福祉サービス等の体系と見込量算出の考え方

(1) 障がい福祉サービス等の体系

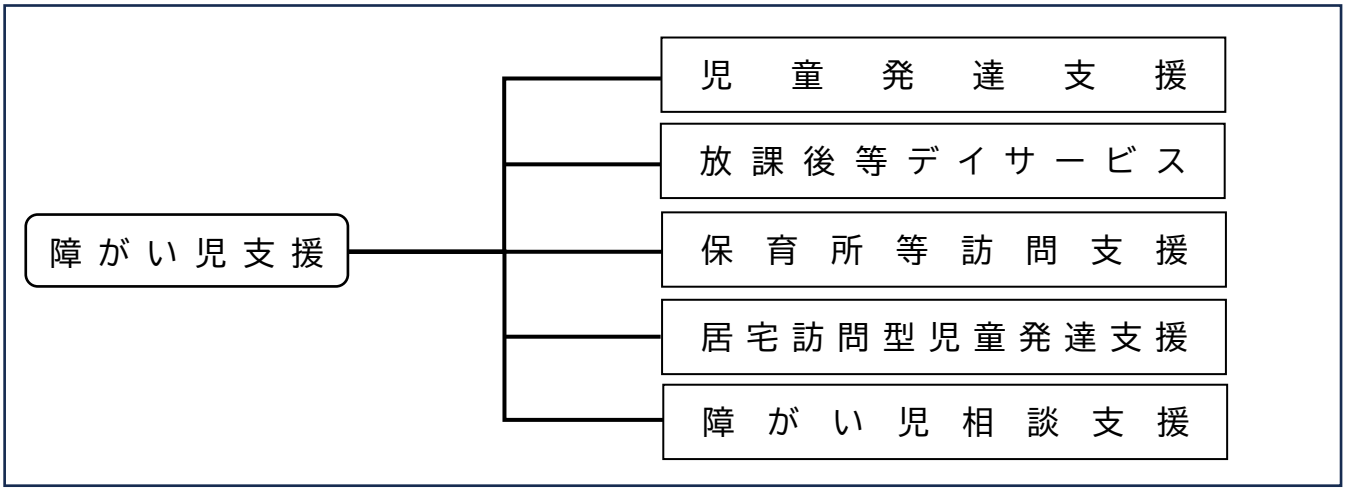
障がい福祉サービス



地域生活支援事業



障がい児支援



（2）見込量算出の基本的な考え

本市では、国の基本指針や大阪府が示す「第8期市町村障がい福祉計画及び第4期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、これまでの実績を踏まえ、障がい福祉サービス等の見込量を算出することとしました。算出する際には、障がい者へのアンケート調査や事業所アンケート調査の回答、八尾市地域自立支援協議会からの意見などから想定されるニーズ量と供給量を加味しています。また、サービスの提供体制の整備を進めるためには、大阪府全域で捉え、一体的に取り組む必要もあることから、大阪府と連携し調整を行います。

3. 障がい福祉サービス等の見込量と方策

(1)障がい福祉サービスの見込量と方策

① 訪問系サービス

居宅介護

自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行うサービス

重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助を行うサービス

同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス

行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方が行動する際に、必要な介助や外出時の移動の補助等を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（時間）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	居宅介護	サービス見込量	8,631	8,976	9,335
		実利用者見込者数	288	299	311
	重度訪問介護	サービス見込量	10,838	13,547	16,934
		実利用者見込者数	53	66	83
	同行援護	サービス見込量	2,490	2,466	2,441
		実利用者見込者数	119	117	116
知的障がい者	居宅介護	サービス見込量	5,359	5,252	5,147
		実利用者見込者数	298	292	286
	重度訪問介護	サービス見込量	503	503	503
		実利用者見込者数	8	8	8
	行動援護	サービス見込量	2,882	3,454	4,026
		実利用者見込者数	131	157	183

障がい種別／サービス種別		単位（時間）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
精神障がい者	居宅介護	サービス見込量	10,562	10,984	11,424
		実利用者見込者数	704	732	762
	重度訪問介護	サービス見込量	70	70	70
		実利用者見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	63	63	63
		実利用者見込者数	3	3	3
障がい児	居宅介護	サービス見込量	284	262	241
		実利用者見込者数	14	12	11
	同行援護	サービス見込量	15	15	15
		実利用者見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	19	19	19
		実利用者見込者数	3	3	3
難病患者	居宅介護	サービス見込量	136	136	136
		実利用者見込者数	4	4	4

○見込量算出の背景

【現状の分析】

訪問系サービスの利用実績は、「身体障がい者」「知的障がい者」では若干の減少傾向にあり、「精神障がい」では増加傾向にあります。市民アンケート調査では、居宅介護については、他の障がい福祉サービス等と比較すると利用意向は高いサービスとなっています。

【市民アンケート調査の結果】

現在、サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「居宅介護」では「身体障がい者」の 26.5%、「知的障がい者」の 23.7%、「精神障がい者」の 13.1%、「重度訪問介護」では「身体障がい者」の 14.7%、「知的障がい者」の 15.0%、「精神障がい者」の 5.7%、「同行援護」では「身体障がい者」の 16.5%、「知的障がい者」の 15.5%、「精神障がい者」の 9.6%、「行動援護」では「身体障がい者」の 15.8%、「知的障がい者」の 34.0%、「精神障がい者」の 14.5%が「利用したい」と回答しています。

また、利用中の方の利用意向を見ると、「居宅介護」では 13.4%、「重度訪問介護」では 15.9%、「同行援護」では 18.2%、「行動援護」では 14.5%の方が「増やしたい」と回答しています。

また、障がい児ではサービスを利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は「居宅介護」が 7.7%、「同行援護」が 8.7%、「行動援護」が 21.4%となっています。

【事業所アンケート調査の結果】

訪問系サービスについて、令和 11 年度（2029 年度末）までに、「同行援護」と「行動援護」については増加、「居宅介護」と「重度訪問介護」については、減少と見込んでいる事業所が多い傾向にあります。

○見込量確保のための方策

居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスは、障がい者等の在宅生活を支えるうえで中心的な役割を担うものであり、重度化・高齢化する障がい者等の多様な支援ニーズに応じたサービス提供体制を確保することが必要です。介護保険優先の原則においても個別の事情を勘案し、本人の生活に支障が出ることのないよう柔軟な利用に向けた調整を図ります。

また、特に近年では介護職員の人手不足が慢性的に発生していることや、職員が定着せず知識や技術の継承が難しいといった課題があがっています。ICT等を活用した業務効率化や業務負担軽減などの環境整備を推進する必要があります。

② 短期入所

短期入所（ショートステイ）

在宅の障がい者等を介護する方が病気の場合等に、障がい者等が施設に短期入所し、入浴・排泄・食事の介護等を行うサービス。また、医療型については、原則として人工呼吸器の使用や喀痰吸引などの医療的ケアを必要とする方を対象とした短期入所サービス。

◆月あたりの見込量（短期入所）

障がい種別／サービス種別	単位（回数）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	サービス見込量	89	81	75
	実利用者見込者数	16	15	13
知的障がい者	サービス見込量	934	953	972
	実利用者見込者数	186	190	194
精神障がい者	サービス見込量	12	11	9
	実利用者見込者数	3	3	2
障がい児	サービス見込量	168	192	221
	実利用者見込者数	56	64	74

◆月あたりの見込量（医療型短期入所）

障がい種別／サービス種別	単位（回数）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	サービス見込量	13	13	13
	実利用者見込者数	9	9	9
知的障がい者	サービス見込量	2	2	2
	実利用者見込者数	1	1	1
障がい児	サービス見込量	10	10	10
	実利用者見込者数	3	3	3

○見込量算出の背景

【現状の分析】

短期入所については、「身体障がい者」では横ばい、「知的障がい者」「精神障がい者」では増加傾向にあります。

事業所数は比較的不足しており、特に障がい児や医療的ケアが必要な方を受け入れることができる事業所は限られています。短期入所は、地域生活支援拠点等の重要な機能となることから、本市では地域生活支援拠点等の機能充実に向け、 引き続き、短期入所のサービス提供体制を充実する必要があります。

【市民アンケート調査の結果】

現在、短期入所を利用していない方の利用意向を見ると、「身体障がい者」の 26.3%、「知的障がい者」の 30.2%、「精神障がい者」の 14.9%、「障がい児」の 33.3%が今後利用したいと回答しています。

現在利用中の方の利用意向を見ると、30.1%の方が増やしたいと回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

短期入所を実施している事業所においては、令和 11 年度のサービス量を対令和7年度比、132.0%と見込んでいます。

○見込量確保のための方策

短期入所は、障がい者等の地域での安心した暮らしや自立を支えるための重要なサービスであり、特に緊急時の受け入れや医療的ケアを要する重度障がい者の受け入れ体制の確保が必要です。社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しながら、緊急時の受け入れや医療的ケアを必要とする重度障がい者を受け入れることができる事業所の設置を促進します。

③ 日中活動系サービス

生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービス

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス

就労移行支援

通常の事業所(会社)で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス

就労継続支援A型(雇用契約有)

通常の事業所(会社)で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス

就労継続支援B型(雇用契約無)

通常の事業所(会社)で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス

就労選択支援

障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

就労定着支援

一般就労後、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている障がい者に対して、安定した就労が続けられるよう、生活面等の支援を行うサービス

療養介護

医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（時間）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	生活介護	サービス見込量	2,975	2,975	2,975
		実利用者見込者数	175	175	175
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	17	17	17
		実利用者見込者数	2	2	2
	就労移行支援	サービス見込量	108	112	117
		実利用者見込者数	11	11	12
	就労継続支援A型（雇用契約有）	サービス見込量	1,101	1,167	1,237
		実利用者見込者数	79	83	88
	就労継続支援B型（雇用契約無）	サービス見込量	1,862	1,862	1,862
		実利用者見込者数	133	133	133
	就労選択支援	サービス見込量	5	7	10
	就労定着支援	実利用者見込者数	7	9	11
知的障がい者	生活介護	サービス見込量	9,943	10,042	10,143
		実利用者見込者数	523	529	534
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	114	114	114
		実利用者見込者数	9	9	9
	就労移行支援	サービス見込量	326	343	360
		実利用者見込者数	41	43	45
	就労継続支援A型（雇用契約有）	サービス見込量	1,505	1,580	1,659
		実利用者見込者数	100	105	111
	就労継続支援B型（雇用契約無）	サービス見込量	9,072	9,072	9,072
		実利用者見込者数	504	504	504
	就労選択支援	サービス見込量	30	35	40
	就労定着支援	実利用者見込者数	30	38	46

障がい種別／サービス種別		単位（時間）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
精神障がい者	生活介護	サービス見込量	1,109	1,231	1,366
		実利用者見込者数	92	103	114
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	164	164	164
		実利用者見込者数	18	18	18
	就労移行支援	サービス見込量	1,322	1,335	1,349
		実利用者見込者数	147	148	150
	就労継続支援A型（雇用契約有）	サービス見込量	3,653	3,653	3,653
		実利用者見込者数	281	281	281
	就労継続支援B型（雇用契約無）	サービス見込量	10,839	11,564	12,337
		実利用者見込者数	834	890	949
	就労選択支援	サービス見込量	5	7	10
	就労定着支援	実利用者見込者数	84	93	103
難病患者	生活介護	サービス見込量	11	11	11
		実利用者見込者数	1	1	1
	就労移行支援	サービス見込量	12	12	12
		実利用者見込者数	1	1	1
	就労継続支援A型（雇用契約有）	サービス見込量	122	122	122
		実利用者見込者数	7	7	7
	就労継続支援B型（雇用契約無）	サービス見込量	42	42	42
		実利用者見込者数	2	2	2
療養介護		実利用者見込者数	25	24	23

○見込量算出の背景

【現状の分析】

「身体障がい者」では、全体的に増加傾向にありますが、見込量に達していないサービスも見られ、増加傾向は緩やかになっています。

「知的障がい者」では、減少傾向にあるサービスも見られることから全体としては横ばいで推移しています。また、見込量を下回るサービスも比較的多くあります。

「精神障がい者」では、全体的に見ると横ばいで推移していることや、見込量を下回っているサービスも比較的多く見られますが、就労継続支援 B 型については大幅に増加しています。

【市民アンケート調査の結果】

サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「生活介護」では「身体障がい者」の 23.8%、「知的障がい者」の 24.2%、「精神障がい者」の 11.8%、「自立訓練」では「身体障がい者」の 18.1%、「知的障がい者」の 23.9%、「精神障がい者」の 14.0%、「就労移行支援」では「身体障がい者」の 8.4%、「知的障がい者」の 14.8%、「精神障がい者」の 25.0%、「就労継続支援A型」では「身体障がい者」の 7.8%、「知的障がい者」の 17.4%、「精神障がい者」の 25.2%、「就労継続支援B型」では「身体障がい者」の 5.7%、「知的障がい者」の 24.0%、「精神障がい者」の 21.2%、「就労定着支援」では「身体障がい者」の 5.8%、「知的障がい者」の 12.5%、「精神障がい者」の 22.4%、「療養介護」では「身体障がい者」の 16.8%、「知的障がい者」の 11.0%、「精神障がい者」の 8.5%が今後利用したいと回答しています。

サービスを利用中の方の利用意向を見ると、「生活介護」では 12.5%、「自立訓練」では 19.1%、「就労移行支援」では 20.0%、「就労継続支援A型」では 21.2%、「就労継続支援B型」では 9.2%、「就労定着支援」では 17.2%、「療養介護」では 17.9%の方が「増やしたい」と回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

日中活動系サービスを提供している事業所について、全体で見ると、令和 11 年度(2029 年度)にかけて横ばいでの推移を見込んでいる一方で、「就労定着支援」は増加を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

日中活動系サービスは、障がい者の日中の居場所づくりや就労など、地域で自立した日常生活を送るために欠かせない事業です。地域移行の観点からも必要なサービスではありますが、「就労選択支援」が令和6年度から創設されたことや、成果目標でも一般就労人数や就労定着率等を伸ばすことが重要視されていることから、必要量の確保だけでなく、支援の質の向上が今後より一層必要とされます。

加えて、障がい者就労施設等の販路拡大を図るとともに、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターに委託している障がい者就労支援推進事業を通じ、事業所等に対し企業側が求める人材や技術に関する講習等を実施し、障がい者雇用等の促進にも努めます。

④ 居住系サービス

自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がい者の理解力や生活力等を補うためのサービス

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス

施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴・排泄・食事の介護等の支援を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	自立生活援助	実利用見込者数	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）		40	44	48
	施設入所支援		46	45	44

知的障がい者	自立生活援助		1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）		381	404	428
	施設入所支援		88	85	81
精神障がい者	自立生活援助		1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）		229	255	281
	施設入所支援		1	1	1

〇見込量算出の背景

【現状の分析】

共同生活援助については、増加傾向にあり、地域移行を今後も推進するためにも必要であり、市民アンケート調査では、特に「知的障がい者」の方のニーズが高いです。施設入所支援については、成果目標にもあるように利用者の削減を進めておりますが、一方で待機者も依然としている状況です。

【市民アンケート調査の結果】

サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「自立生活援助」では「身体障がい者」の 17.3%、「知的障がい者」の 25.7%、「精神障がい者」の 13.2%、「共同生活援助」では「身体障がい者」の 14.7%、「知的障がい者」の 46.5%、「精神障がい者」の 15.0%が「利用したい」と回答しています。

サービスを利用している方の利用意向を見ると、「自立生活援助」では「身体障がい者」の 14.3%、「精神障がい者」の 14.3%、「共同生活援助」では「身体障がい者」の 3.7%、「知的障がい者」の 7.0%、「精神障がい者」の 6.7%が「増やしたい」と回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

共同生活援助については増加を見込んでいます。また、「共同生活援助」が増えて地域移行が進んでいると感じるとの意見がある一方で、重度障がい者の受入ができるグループホームが最も足りていないサービスの1つである。といった意見もあります。

〇見込量確保のための方策

グループホームについては、障がい者の地域移行の受け皿として、重要なサービスであると位置づけており、今後も引き続き、地域生活支援拠点等の整備として取り組みますが、強度行動障がいの状態にある者や医療的ケアを必要とする者の利用ニーズが高く、そういった方が利用できる施設の確保が喫緊の課題であり、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を活用しながら整備に努めます。

施設入所支援は、障がい者の状況や家族環境によって必要な場合もあり、柔軟な支援に取り組みます。

⑤ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかについてモニタリング等を行うサービス

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などの必要な支援を行うサービス

地域定着支援

単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	計画相談支援	実利用見込み者数	96	100	105
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
知的障がい者	計画相談支援		299	308	317
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
精神障がい者	計画相談支援		433	468	505
	地域移行支援		2	2	2
	地域定着支援		5	6	7
障がい児	計画相談支援		5	5	5
難病患者	計画相談支援		5	5	5

○見込量算出の背景

【現状の分析】

「計画相談支援」については、いずれの障がい種別においても増加傾向にあり、「計画相談支援」の利用がより一層進んでいます。

【市民アンケート調査の結果】

サービスを利用していない方の利用意向を見ると、「計画相談支援」では「身体障がい者」の 26.5%、「知的障がい者」の 51.8%、「精神障がい者」の 31.3%、「地域移行支援」では「身体障がい者」の 13.2%、「知的障がい者」の 23.2%、「精神障がい者」の 17.0%、「地域定着支援」では「身体障がい者」の 19.6%、「知的障がい者」の 28.9%、「精神障がい者」の 19.8%が利用したいと回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

計画相談支援については、20%以上の増加を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

専門的な支援による適切なサービス利用につなげるよう、今後も相談支援事業所の必要性を啓発し、サービス等利用計画の利用拡大を図ります。

また、質の向上を図るため、相談支援専門員の人材育成及び計画相談支援事業所の連携強化を図ります。

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆活動指標

項目	単位等		令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数(回)		1	1	1
	関係者参加人数(人)	保健	1	1	1
		医療	5	5	5
		福祉	15	15	15
		介護	1	1	1
		当事者	1	1	1
		家族	1	1	1
	目標設定		地域移行を進めるため、自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保の取り組みを進めます。		
	評価の実施回数(回)		1	1	1
心のサポーター養成研修	実施回数		2	2	2

◆月あたりの見込量(再掲)

障がい種別／サービス種別		単位（時間）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
精神障がい者	短期入所	サービス見込量	12	11	9
		実利用見込者数	3	3	2
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	164	164	164
		実利用見込者数	18	18	18
	地域移行支援	実利用見込者数	2	2	2
	地域定着支援	実利用見込者数	5	6	7
	共同生活援助（グループホーム）	実利用見込者数	229	255	281

⑦ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

◆活動指標

項目	単位等	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数（人）	0	0	1
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合	全ての相談支援事業所に占める割合（割）	5割	5割	5割
基幹相談支援センターによる自立支援協議会の運営への関与	関与の有無	有	有	有
自立支援協議会の実施回数	年間実施回数（回）	1	1	1
自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数	4	4	4
	年間実施回数（回）	10	10	10
個別事例検討を通じて支援体制について協議会の議題とした数	協議会の議題とした数（回／年）	1	1	1

⑧ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

◆活動指標

項目	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
障がい福祉サービス等に係る研修等への職員の参加	年間参加人数（人）	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数（回）	2	2	2
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数（回）	2	2	2

⑨ 地域生活支援拠点等

◆活動指標

項目	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数	本市は面的整備にて機能の充実を進めます。		
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数（人）	1	1	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数（回）	1	1	1

⑩ 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

◆活動指標

項目	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	事業所の割合（割）	8.5 割	8.5 割	8.5 割

（2）地域生活支援事業の見込量と方策

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業（障がい者フォーラム等）

事業種別	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業

障がい者等やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援する事業（八尾市地域福祉推進基金事業等）

事業種別	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業

基幹相談支援センター

障がい者等の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関と連携した支援等を行う機関

基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門職の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行う事業

障がい児療育支援事業

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する府域の療育機能との重層的な連携を図る事業

住宅入所等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望し、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等を行う事業

事業種別	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

○見込量確保のための方策

市民アンケートにおいて、相談しにくい理由で「困りごとが解決しないと感じたため」という回答が精神障がい者で多くあったことも踏まえ、相談窓口の周知については引き続き努めるとともに、計画相談事業所との連携強化を図りながら、主任相談支援専門員などの人材育成を強化し、さらなる相談支援体制の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約等を適切に締結できるよう、成年後見制度の利用支援を行う事業

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務について適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業

事業種別	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	年間実利用者数（人）	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援事業を実施する事業

手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援する事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援する事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行うものを派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活、または社会生活を行うことができるように支援する事業

事業種別		単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	派遣件数（件）	400	400	400
		派遣時間（時間）	550	550	550
	要約筆記者派遣事業	派遣件数（件）	100	100	100
		派遣時間（時間）	130	130	130
	手話通訳者設置事業	年間実設置者数（人）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		年間実養成講習修了者数（人）	10	10	10
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	登録者数（人）	1	1	1
		研修修了者数（人）	5	5	5
	要約筆記者養成研修事業	登録者数（人）	1	1	1
		研修修了者数（人）	3	3	3
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数（人）	1	1	1
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数（人）	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間実利用量（件・時間）	「意思疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の見込みに含んでいます。		
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣件数（件）	20	20	20
		派遣時間（時間）	100	100	100
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	派遣件数（件）	1	1	1
		派遣時間（時間）	5	5	5

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業

障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付、または貸与する事業

障がい種別／品目		単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	介護・訓練支援用具	件	11	11	11
	自立生活支援用具		28	28	28
	在宅療養等支援用具		34	34	34
	情報・意思疎通支援用具		45	45	45
	排泄管理支援用具		6,840	6,840	6,840
	住宅改修費		1	1	1
知的障がい者	介護・訓練支援用具		1	1	1
	自立生活支援用具		2	2	2
精神障がい者	自立生活支援用具		1	1	1
障がい児	介護・訓練支援用具		3	3	3
	自立生活支援用具		5	5	5
	在宅療養等支援用具		3	3	3
	情報・意思疎通支援用具		3	3	3
	排泄管理支援用具		347	347	347
	住宅改修費		1	1	1

○見込量確保のための方策

日常生活用具等の給付については、利用者のニーズに応じて、品目の充実を図ります。

⑦ 移動支援事業

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出や余暇活動等に参加するための外出支援を行う事業

障がい種別	単位（人）（時間）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
身体障がい者	年間実利用者数	178	171	164
	年間実利用量	35,535	34,114	32,749
知的障がい者	年間実利用者数	380	376	373
	年間実利用量	55,773	55,215	54,663
精神障がい者	年間実利用者数	291	326	365
	年間実利用量	31,750	35,560	39,827

○見込量算出の背景

【現状の分析】

特に「精神障がい者」の利用が増加傾向にあります。また、市民アンケート調査においても、比較的利用意向の高い事業となっているので、今後も利用者数の増加が想定されます。高いニーズに対して応えきれていない現状であることから、人材育成や報酬単価の引き上げ等の見直しが求められています。

【市民アンケート調査の結果】

現在、サービスを利用していないが、今後利用したいと回答した人は「身体障がい者」が 27.4%、「知的障がい者」が 36.9%、「精神障がい者」が 14.6%、「障がい児」が 21.4%となっています。

また、現在利用中で、今後は増やしたいと回答した人は 29.0%となっています。

【事業所アンケート調査の結果】

移動支援事業のサービス量については 10%前後の減少を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

障がい者の社会参加の支援において重要な事業ですが、事業所の人材確保に課題があります。福祉人材の確保と合わせて八尾市登録の移動支援事業者の充実も図ります。また、請求業務については国保連への電子請求化を行い、事務の効率化及びサービスの質の向上に引き続き取り組みます。

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業

地域で生活する障がい者等の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関･団体との連携･協力による各種の交流活動への参加支援などを行う事業

事業種別	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6
	年間実利用者数(人)	131	131	131

○見込量算出の背景

【現状の分析】

第7期計画期間では利用実績は横ばいとなっています。

【市民アンケート調査の結果】

地域活動支援センターについては、現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は「身体障がい者」が 14.0%、「知的障がい者」が 29.9%、「精神障がい者」が 17.5%となっています。

【事業所アンケート調査の結果】

地域活動支援センターのサービス量については、微増を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

障がい者等の地域移行に伴い、日中活動の場の充実が求められており、利用ニーズに応じた支援体制の充実に引き続き取り組みます。

⑨ 広域的な支援事業

地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築する事業

事業種別	単位（回）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
地域生活支援広域調整会議等事業	会議の開催回数	1	1	1

⑩ その他事業

訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅で生活している重度身体障がい児者を対象に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行う事業

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業

事業種別	単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
訪問入浴サービス事業	箇所	3	3	3
	延べ利用回数(回)	384	384	384
日中一時支援事業	箇所	30	31	32
	延べ利用回数(回)	2,875	3,019	3,170

○見込量算出の背景

【現状の分析】

日中一時支援事業については、事業目的が支援者や家族等のレスパイトであり、現状、共働き世帯の増加等の要因で実績は大きく増加しており、今後もニーズの高い事業となっています。

【市民アンケート調査の結果】

現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は「訪問入浴サービス」では「身体障がい者」が 15.4%、「知的障がい者」が 13.4%、「精神障がい者」が 5.7%、「障がい児」が 2.9%、「日中一時支援」では「身体障がい者」が 15.8%、「知的障がい者」が 35.9%、「精神障がい者」が 14.1%、「障がい児」が 20.5%となっています。

【事業所アンケート調査の結果】

日中一時支援のサービス提供量は微増を見込んでいます。一方で、毎日利用できないために保護者の就労が困難となっているとの意見もみられ、ニーズは増加傾向にあります。

○見込量確保のための方策

訪問入浴については、重度身体障がい児者の在宅生活の充実に必要な支援です。また、日中一時支援については、障がい者等が地域で暮らすための日中活動の場だけではなく、その家族のレスパイトとして特にニーズの高いサービスであり、両事業とも障がいの重度化等に対応したサービス提供体制の確保に取り組みます。

第5章　第4期八尾市障がい児福祉計画

1. 成果目標

（1） 児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保及びインクルージョン推進のための協議の場の設置

【国及び府の基本指針】

- 令和 11 年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。
- 令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、重層的な地域支援体制の構築をめざすため、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保する。

本市では、八尾市立児童発達支援第1センター「いちょう」と第2センター「八尾しょうとく園」の2か所を設置し、地域の障がい児支援の中核的な支援を担う施設として、その機能充実を進めます。

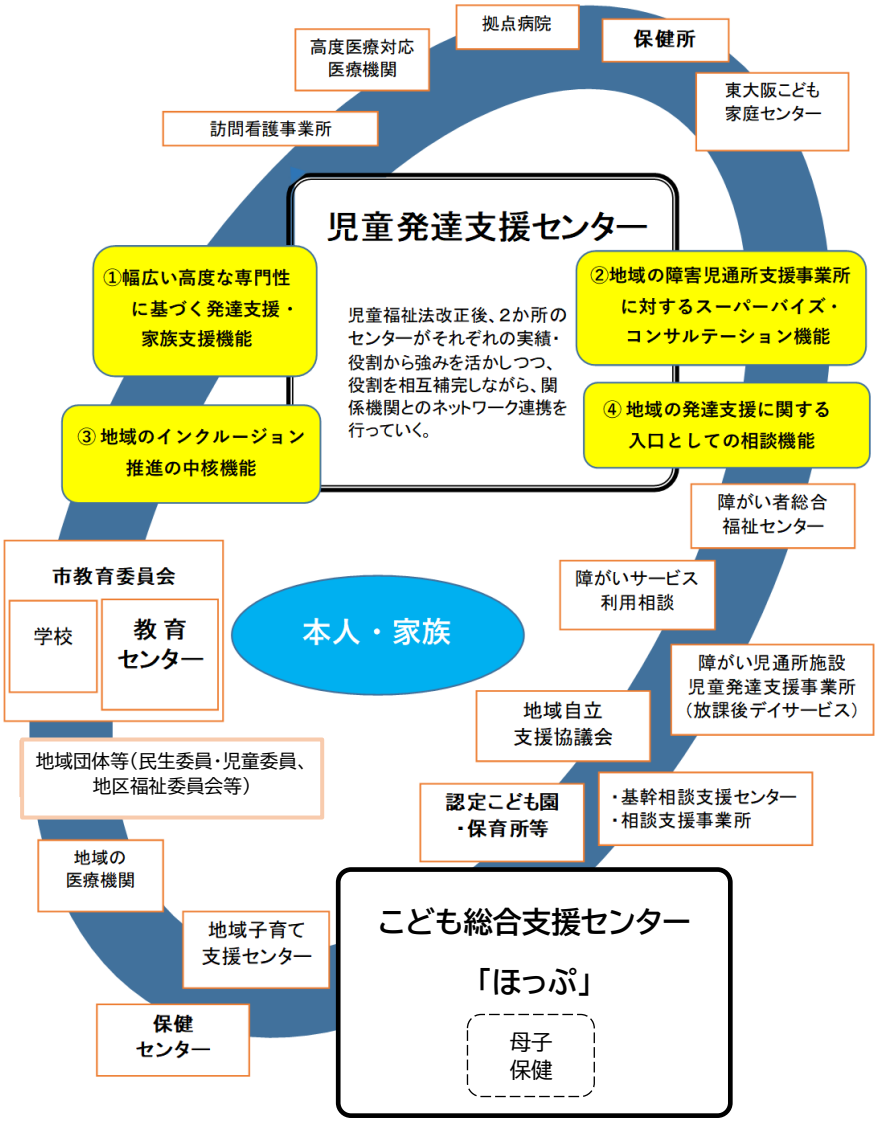
◆児童発達支援センターの4つの中核機能の確保に関する成果目標

令和 11 年度末（2029 年度末）の目標
児童発達支援センターにおいて、次の4つの中核的な支援機能を引き続き、充実します。 【成果目標における4つの中核的な支援機能の内容】 ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ・専門職の技術向上を図り、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい子ども（重症心身障がい児や医療的ケア児等）の支援を積極的に行います。 ・関係機関と連携し、幅広い高度な専門性に基づく家族支援を行います。 ② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ・児童発達支援事業所等との連携を図るため、他施設への訪問や研修、見学の受入れ等を行います。 ・児童発達支援事業所等への研修や事例検討会等を開催し、関係性の構築とともに、市内全体の障がい児支援に関する技術の向上を図ります。 ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能 ・認定こども園等在籍の児童の包括的な支援のため、保育所等訪問支援事業を強化します。 ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能 ・障がい児相談支援事業について、相談機能の強化を図り、相談件数の増加に対応します。 ・こども情報システムによる情報共有を行い、他機関との連携を強化します。 ・医療的ケア児の相談支援やコーディネート機能を強化します。

◆インクルージョン推進のための協議の場の設置に関する成果目標

令和 11 年度末(2029 年度末)の目標
障がい児の地域社会への参加･インクルージョンを推進する体制を構築するため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

市立児童発達支援センターを中心としたネットワーク(新たな障がい児支援体制イメージ)



（2）　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国及び府の基本指針】
　令和 11 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

市内には既に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がありますが、引き続き、重症心身障がい児数の推移に注視しながら必要数を確保します。

◆成果目標

令和11年度末（2029年度末）の目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を6施設以上確保したうえで、必要数に応じて拡充を図ります。

（3）　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国及び府の基本指針】
　国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府において、医療的ケア児等支援地域協議会を設置すること及び当該協議会に大阪府医療的ケア児等支援センターが参画すること並びに医療的ケア児等支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
　国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。
　また、令和 11 年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

◆成果目標

令和11年度末（2029年度末）の目標
医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の充実を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて福祉関係及び医療関係で各1名以上を配置します。

（4）　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

【国及び府の基本指針】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

◆成果目標

令和11年度末（2029年度末）の目標
障がい児やその家族が抱える複合的な課題に対応すること及び家族全体の困りごとに寄り添う伴走型の相談支援の質の向上を図るため、地域の相談支援ネットワークにおいて、各関係機関との重層的な連携体制を構築します。

2. 障がい児支援の見込み量と方策

（1）障がい児通所支援、相談支援

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービス

保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が認定こども園や保育所等を訪問し、障がい児や保育所等の職員に対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービス

居宅訪問型児童発達支援

医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービス

障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に、障がい児支援利用計画作成等を行うサービス

◆月あたりの見込量

サービス種別	単位（人日）（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
児童発達支援	月平均利用量	5,884	6,178	6,487
	実利用者数	654	686	721
放課後等デイサービス	月平均利用量	13,167	14,289	15,411
	実利用者数	1,197	1,299	1,401
保育所等訪問支援	月平均訪問回数(回)	99	107	117
	実利用者数	99	107	117
居宅訪問型児童発達支援	月平均訪問回数(回)	2	2	2
	実利用者数	2	2	2
障がい児相談支援	月平均利用人数	220	256	292
医療的ケア児等コーディネーター配置数	福祉関係人数	3	3	3
	医療関係人数	1	1	1

〇見込量算出の背景

【現状の分析】

障がい児通所支援及び障がい児相談支援については増加傾向にあり、特に放課後等デイサービスの増加率は非常に高く、市民アンケート調査においても利用意向は非常に高くなっています。

【市民アンケート調査の結果】

現在利用していない方の利用意向を見ると、「児童発達支援」は 17.8%、「放課後等デイサービス」は 50.0%、「保育所等訪問支援」は 10.0%、「居宅訪問型児童発達支援」は 5.9%、「障がい児相談支援」は 60.3%が利用したいと回答しています。

現在利用している方の利用意向を見ると、「児童発達支援」は 25.0%、「放課後等デイサービス」は 31.6%、「保育所等訪問支援」は 27.3%、「居宅訪問型児童発達支援」は 25.0%が「増やしたい」と回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

令和 11 年(2029 年)の提供見込みについては、令和 7 年(2025 年)の実績に比べ、ほぼすべてのサービス種別において、20%以上のサービス提供量の増加を見込んでいます。

○見込量確保のための方策

障がい児の支援については、早期の段階から適切な支援を受け、就学前から就学後、卒業後の進路まで、一貫した切れ目のない支援を行う必要があります。

とりわけ、児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的な役割を担う施設として、国の示す機能を備え、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の整備を進めます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、重症心身障がい児及び医療的ケア児等の受入ができる事業所の確保が必要であり、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金などを活用しながら整備を進めるとともに、支援の質の向上に取り組みます。

また、保育所等訪問支援については、児童発達支援センターを中心に強化を図り、認定こども園などの関係機関との包括的な支援の充実を進めます。

障がい児相談支援については、必要な方が利用できるよう提供体制の確保及び必要性等を広く周知します。

(2)発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

◆見込量

項目	単位（人）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	年間受講者数（保護者）	30	30	30
	実施者数（支援者）	1	1	1
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	年間延べ参加人数	15	15	15

3. 子ども・子育て支援等について

国が示す基本指針において、第4期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズに基づき、各種サービスの提供体制の整備に努めることが求められています。

本市においても、こども部局等との連携を図り、障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組みます。

(1)各年度における子ども・子育て支援等の見込量について

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業のうち、第4期障がい児福祉計画期間内の見込量は下記のとおりです。

◆見込量

項目		単位	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
教育	幼稚園・認定こども園（満3歳以上）(1号)	人	1,624	1,568	1,540
保育	保育所・認定こども園（満3歳以上）(2号)	人	3,541	3,503	3,521
	保育所・認定こども園等（満3歳未満）(3号)	人	2,723	2,703	2,694
延長保育事業（時間外保育事業）		人	2,200	2,200	2,200
放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業）		人	4,590	4,750	4,790
乳児家庭全戸訪問事業		人	1,600	1,580	1,560
養育支援訪問事業		人	30	30	30
地域子育て支援拠点事業		人回	26,000	26,000	26,000
一時預かり事業		人日	100,000	100,000	100,000
障がい児保育（保育サポート枠）の保育施設入所児童数		人	280	290	290

第6章　計画の推進に向けて

1. 支援の円滑な実施を確保するための必要な事項

(1)障がい者等に対する虐待の防止

市民等から虐待に関する通報等があった際には、速やかに障がい者等の安全確認や虐待の事実確認調査を行うとともに、終結に至るまで適切に対応できる体制の整備、重篤事例等の検証を行うことが重要となります。

本市においては、障がい者虐待防止センターを設置し、24 時間体制での通報等の受付を行っており、虐待の疑いがあると認められる際は、基幹相談支援センターを中心として、安全確認や事実確認等の初動期対応を迅速に行い、立入調査等により虐待が認められれば、関係機関と連携した個別ケース会議等を開催し、必要な支援等を行っています。

虐待対応については、障がい者等の生命・身体・財産等の保護を主眼として、関係機関とも連携した組織的な対応が必要となることから、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所をはじめ、高齢者や児童の関連機関、警察、民生委員・児童委員等との連携強化により、さらなる相談・通報体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業所等に対して、障がい者虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護に関する啓発を図るとともに、地域交流やボランティア等の受入れを通じて地域に開かれた事業運営を行うことを推進します。

(2)障がい者等の芸術文化活動、スポーツ等による社会参加等の促進

障がい者等の芸術文化活動、スポーツ等活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進していくことが重要となります。本市においては、大阪府とも連携を図りながら、八尾市地域福祉推進基金の活用等による芸術文化活動に対する発表の機会の拡充や、教育・スポーツ・文化を担当する関係機関の連携により、障がい者の社会参加や余暇活動・体力増強に資するための活動を支援します。

(3)障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等の情報の取得利用・意思疎通については、障がい者等に対する理解等を促進するうえでも大変重要なものと認識しています。意思疎通支援においては、障がい種別に応じたコミュニケーションツールや手段を充実させることや、障がい者や障がいそのものへの理解の促進が必要となります。本市においては、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において検討した、意思疎通支援の充実のための取り組みを「第4期八尾市障がい者基本計画」の事業として位置付け、進捗状況の報告を行い、意見等を伺いながら取り組みを進めており、今後も引き続き推進を図ります。また、結婚、出産、子育てを含め、障がい者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることを前提とし、本人の希望する生活の充実に向けた支援を行う観点から、障がい福祉サービス等事業所における意思決定支援のより一層の充実と、八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会においては、障がい当事者の参加に努めます。

(4)障がいを理由とする差別の解消の推進

市民共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。

障害者差別解消法は行政機関等や事業者に対し、障がい者に対する障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がい者申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。事業者による障がい者への合理的配慮の提供は努力義務とされていましたが、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から義務化されました。

本市においては、障がい者等に対する施策実施にあたり本市職員が適切に対応することを示した対応要領の策定をはじめ、基幹相談支援センターにて障がい者差別に関する相談窓口を設置していますが、今後も引き続き、障害者差別解消法の趣旨等を広く周知するための啓発活動を行い、地域での対応力の向上や相談支援体制の強化を図ります。

(5)障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるよう、災害時等も見据えて平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めていくことが重要となります。また、自然災害に起因する防災対策だけでなく、防犯対策や新型コロナウイルス感染症といった感染症の対応などにも取り組むことが必要となります。さらに、障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実するとともに、職員の過重な負担等により精神的に孤立することがないよう、職場環境の改善を進めていくことが必要となります。

本市においては、障がい者の重度化・高齢化をはじめ、災害時等に対応できる事業所のあり方や人材確保・育成、避難行動要支援者名簿等の作成や福祉避難所の指定等、利用者支援に関する複層的な課題について、より一層、事業所間及び事業所と防災部局等との連携を強化し、情報共有や研修会等の充実を図ります。

(6)ユニバーサルデザインの推進

地域共生社会を実現するためには、障がい者をはじめ、高齢者や子ども等を含めて誰もが暮らしやすい地域づくりが重要となります。誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、必要な情報にアクセスできる環境が整備されることにより、個々の能力を活かして地域の中で活躍することができます。

そのためには、ユニバーサルデザインの考え方が、より一層、地域に浸透し、バリアフリー化の推進や十分な情報・コミュニケーションの確保等を通じて、ハードとソフトの両面から、地域での快適な生活環境の整備を図り、インクルーシブ社会をめざします。

2. 計画推進における課題と方向性

(1)障がい者の重度化・高齢化に伴う支援体制の充実

障がい者の重度化・高齢化が進む中、複層的な支援ニーズを踏まえた施策展開を図る必要があり、また、障がい福祉サービス事業所等の施設環境がバリアフリー等に対応していないことや、支援に関するより専門的な知識や経験の蓄積が必要となることから、事業所職員の負担が増加傾向にあります。

また、強度行動障がいの状態にある者や、高次脳機能を有する人、医療的ケアが必要な人、重症心身障がい児、発達障がいのある人、盲重複障がい者、ろう重複障がい者など、様々な障がい特性に応じた支援体制の構築や、サービス提供体制の整備、専門人材の確保が必要です。

さらに、医療的ケアの支援ニーズが増加しており、地域で障がい者を支える短期入所事業所等の社会資源の整備が十分ではない中で、市内の事業所では医療体制の強化が課題となります。

強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対し、そのニーズや状況把握を行うとともに、地域の関係機関との連携を強化し、支援者の育成に努めます。

本市においては、複雑化・多様化する支援ニーズに的確に対応できるよう、基幹相談支援センターによる事業所間連携を進めつつ、市内全体の支援の質の向上を図るための研修会等の実施や、医療連携などのサービス提供体制のさらなる充実に向けた検討を行います。

(2)持続可能な障がい福祉サービス等の運用

障がい福祉サービス等の利用者数や利用量が年々増加し、サービスを提供する事業所数も増加傾向にある中で、今後においても安定的に制度運用を図っていくことが求められています。また、障がい福祉サービス事業への新規参入が増加する中、不適切な事業運営を行う事業所をなくし、サービスの質の確保・向上を図ることが必要です。

本市においては、支援が必要な方に、適切にサービス提供を行えるよう、計画相談支援や障がい児相談支援のさらなる普及を促進するとともに、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障がい者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

加えて、持続可能な制度運用に向けて、障がい福祉サービス事業所等への運営指導の充実や適正なサービス等の給付のあり方について検討を行います。

(3)障がい者理解の促進に向けた啓発の充実

障がい者等が身近な地域で必要なサービスや支援を受けながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができる社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を市民一人ひとりに広げていくことが重要となります。

本市においては、障がい者週間での啓発活動や障がい者フォーラム、ヘルプカードの活用、また、障がい者の就労という視点も持ちながら、障がい者雇用を考える集いといった障がい等への理解を深める取り組みを行っていますが、今後も引き続き、地域全体で障がいのある人を支える意識が深まり、地域や企業等による配慮等がより一層広がる社会をめざして、さらなる啓発活動の充実に向けて検討を行います。

(4)障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行うことが必要となります。

本市においては、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の充実に向けて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3.計画推進に係る啓発活動と進捗管理

(1)計画推進に係る啓発活動等について

第8期計画等の推進を図り、円滑な障がい福祉サービス等の利用につなげるためには、的確な情報提供と相談支援体制の充実が重要となり、ホームページをはじめ、音訳・点訳等のコミュニケーション支援も活用し、広く周知を図ります。

また、国における制度見直し等に対する情報については、国や大阪府と連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、サービス内容や利用方法等について啓発を行います。

さらに、障がい者等の多様なニーズに対応し、適切なサービス等の利用につなげるため、相談支援事業所との連携を強化するなど、総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

(2)計画推進に係る進捗管理等について

第8期計画等を推進するために、障がい者等や関係機関、各種団体等で構成する八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、公平中立的な立場から計画の達成状況の確認や障がい福祉サービス等の見込量と実績値の進捗に係る状況分析等の評価を行います。

また、第8期計画等の目標値を達成するにあたり、関係機関によるネットワークの構築などの機能を有した八尾市地域自立支援協議会において、ケース検討も含めた課題を共有し、課題解決に向けた情報交換や研修会等の機会を通じて、計画推進の体制強化を図ります。

